

規制改革推進に関する第3次答申
～ 来るべき新時代へ ～

平成30年6月4日
規制改革推進会議

目 次

I 総論	1
1. はじめに	1
2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割	1
3. 審議経過	3
(1) 審議テーマの設定と審議体制	3
(2) 規制改革実施計画のフォローアップ	4
(3) 公開ディスカッションの開催	4
(4) 規制改革ホットラインにおける提案受付	4
(5) 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）	4
4. 本答申の実現に向けて	5
5. 次のステップへ	5
(1) 次期の会議活動方針の策定	5
(2) 決定事項のフォローアップ	5
II 行政手続コストの削減	6
1. 経緯	6
2. 行政手続部会による集中点検の結果と今後の方針	6
III 各分野における規制改革の推進	8
1. 農林分野	8
(1) 今期の重要課題	8
(2) 卸売市場を含めた流通構造改革	9
(3) 新たなニーズに対応した農地制度の見直し	9
底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて	9
相続未登記農地等の農業上の利用の促進について	10
(4) 農協改革の着実な推進	11
(5) 農業の発展に資するその他の改革	11
農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	11
新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について	12
小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について	13
(6) 林業の成長産業化・木材の利活用促進のための改革	13
林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革	13
木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し	14
都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進	15
強度の高いC L T利活用の促進	15

伝統構法木造建築物に関する規制の見直し	16
(7) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	16
農協改革の確実な実施	16
農業委員会の見直しや農地集積・集約化等の規制改革	17
2. 水産分野	17
(1) 今期の重要課題	17
(2) 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現	18
新たな資源管理システムの構築	18
栽培漁業の在り方を見直し	19
(3) 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	20
(4) 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備	21
生産性の向上に資する漁業許可制度等を見直し	21
養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し	22
魚類の防疫に関する事項	24
水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し	24
3. 医療・介護分野	25
(1) 今期の重要課題	25
(2) オンライン医療の普及促進	26
オンライン診療の取扱いの明確化	26
オンライン診療を適用できる地理的条件の見直し	27
オンライン診療を行う医師の所在の解釈の明確化	27
オンライン診療を受診する患者の受診場所の見直し	27
オンライン診療による初診の取扱いの明確化	28
オンライン診療のルールの適宜更新	28
オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方の明確化	28
患者が服薬指導を受ける場所の見直し	28
オンライン診療に係るデータ収集の推進	29
次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	29
オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	29
電子処方箋実務の完全電子化	30
(3) 医療系ベンチャー支援の取組	30
革新的医薬品の適正なイノベーション評価	30
一般管理販売費の適正な算定	31
研究開発費の適正な算定	31
(4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化	31
電子化の推進	31
審査過程の透明化	32
再審査申請資料の効率化	32

海外の規制との整合性確保	32
英文資料の受入れ	32
医薬品添付文書の電子化	33
GMP 査察結果の相互受入れ	33
海外機関のGCP 査察結果の活用	33
カルタヘナ法の運用改善	33
(5) 食薬区分（昭和46年通知）の運用改善	34
食薬区分に係る考え方の明確化	34
食薬区分に関する相談・申請についての体制整備	34
(6) 機能性表示食品制度の運用改善	35
生鮮食品に係る食品表示の在り方の見直し	35
研究レビューの活用推進	35
(7) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	36
新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携	36
新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示	37
支部の最大限の集約化・統合化の実現	37
審査の一元化に向けた体制の整備	38
手数料体系の見直し	38
(8) 患者申出療養制度の普及に向けた対応	39
制度の趣旨に沿った運用改善策の検討	39
制度の周知及び医療機関に向けた支援	39
(9) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	40
介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現	40
社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	40
新たな保険外併用の仕組みの創設（患者申出療養制度）	40
4. 保育・雇用分野	41
(1) 今期の重要課題	41
(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上	41
在留資格の変更手続の透明化・簡素化	41
就職インセンティブと定着率を高めるための高度人材ポイント制の活用	42
起業要件の見直し	42
インターンシップの積極活用	43
就労のための日本語能力の強化	43
地方における就職支援の強化	44
(3) 保育分野の規制改革	44
大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し	44
(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	45
ジョブ型正社員の雇用ルールの確立	45

法定休暇付与の早期化	45
労使双方が納得する雇用終了の在り方	46
5. 投資等分野	46
(1) 今期の重要課題	46
(2) 放送を巡る規制改革（背景と視点）	46
(3) 放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）	47
インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	47
新規参入の促進	48
ローカル局の経営基盤の在り方の検討	49
放送事業者の経営ガバナンスの確保	49
(4) 放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）	50
NHK国際部門の充実・抜本強化	50
放送コンテンツの海外展開の支援	50
NHKアーカイブの活用	51
(5) 放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）	51
制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	51
コンテンツ流通の推進	53
(6) 放送を巡る規制改革（電波の有効活用その他）	53
電波の有効活用	53
新たなCAS機能の今後の在り方の検討	54
その他	54
(7) エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）	55
電力先物市場の在り方の再検討	55
(8) エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）	56
ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）	56
ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）	57
ガス小売市場における競争促進（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）	57
ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）	57
ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）	58
ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）	58
ガス小売市場における競争促進（ガス保安規制の整合化）	59
(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底	59
地方自治体の保有するデータの活用	60
マイナンバー制度に関する正しい理解の促進（ガイドライン、Q&A等の発信）	61
マイナンバー制度に関する正しい理解の促進（周知活動）	61
マイナンバー制度の利活用促進（ロードマップの策定）	62

マイナンバー制度の利活用促進（利活用促進のための個別措置）	62
所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	62
住民税の特別徴収税額通知の電子化等	63
所得税の確定申告手続の電子化の推進	63
所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等	63
(10) 金融・資金調達に関する規制改革	64
譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知	64
資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行形成に関する取組	65
譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組	66
クラウドファンディングに係る規制改革	66
中小企業向けの信用保証制度の農業分野への利用拡大	67
(11) 確定拠出年金に関する規制改革	68
個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	68
企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し	68
兼務規制の緩和	68
兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化	69
私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討	69
(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革	69
高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備	69
技適未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和	70
クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定に関する実態調査と公表	71
廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外	71
犯罪収益移転防止法による法人の本人確認書類の追加	72
犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和	72
犯罪収益移転防止法による店頭商品デリバティブ取引に係る取引時確認の見直し	73
金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和	73
貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和	73
厚生年金における70歳以上被用者該当・不該当届等の簡素化	74
確定給付企業年金に係る積立上限額の報告の簡素化	74
認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化	74
高圧ガス製造事業者による定期自主検査の猶予期間の設定	74
行政書士が発行する領収書の様式の見直し	75
(13) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	75
税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	75
IT時代の遠隔教育	75
官民データ活用	76
日影規制の見直し	76

6 . その他重要課題	76
(1) 今期の重要課題	76
(2) 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革	76
多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現	77
救援タクシー事業の明確化	77
(3) 民泊サービスにおける規制改革	78
(4) プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し	79
(5) 地方における規制改革	80
(6) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	80
民泊サービスにおける規制改革	80
労働基準監督業務の民間活用等	80
(別表) 地方自治体における書式・様式の改善方策	82
(参考資料1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	90
(参考資料2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループ等の審議経過	93

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、設置期間は平成 31 年 7 月 31 日までの約 3 年間となっている。

活動期間の中間的な位置付けとなる平成 29 年 7 月からの今期では、1 年を待たず年内に最初の答申を行い、計 2 回の答申を行うこととした。喫緊の課題については、短期集中的に取り組むことが必要と判断したためである。平成 29 年 11 月 29 日の「規制改革推進に関する第 2 次答申」（以下「第 2 次答申」という。）では、Society5.0 の実現に向けての電波制度改革、今度こそ待機児童をゼロにするための保育制度改革、主伐期を迎えた林業を成長産業にするための取組の 3 項目をとりまとめた。

第 3 次答申となる本答申は、1 年をかけて取り組んできた規制改革項目と、第 2 次答申で継続課題とされた項目について、審議の結果をとりまとめたものである。

2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割

規制は絶えざる見直しが必要である。全ての規制は必要性があってつくられるが、技術革新など経済社会の環境が変化するにつれて、その必要性は変化する。新たに必要性が生じる場合もある。必要性を点検し、規制を見直すのが会議の役割だが、それは決して容易な作業ではない。技術革新のスピードがきわめて速く、また、ライフスタイルの多様化が進む中で、会議は以下のような問題に直面し、格闘している。

第一は、技術革新のスピードに制度改革が追いつかず、利用者の不利益や市場の歪みが生じてきている問題である。例えば、遠隔診療、遠隔教育に代表されるように、優れた新技術が用意されているにもかかわらず、制度対応が遅れているがゆえに恩恵が十分に享受されていない事例は、枚挙にいとまがない。会議では懸命にこの問題に取り組んできたが、技術革新のスピードに比べて制度変革はあまりに遅い。

第二は、多様性を包含する制度への変革がなされていないという問題である。例えば、我が国の雇用制度は、多様な働き方を十分に包含する制度となっていない。また、タクシーなどの移動サービスひとつとっても、過疎化の進む地域や外国人・高齢者などの個人を起点とする多様なニーズに応える仕組みになっていないとは言えない。知恵を絞り工夫することが求められているにもかかわらず、多様性を前提とした制度設計に対する規制所管府省の対応は十分ではない。

これまで規制所管府省は、こうした環境変化に対して、一部の例外措置を設けることや当面の課題に対応することのみを目的とした本質から外れた法改正で対応してきた。さらに、省令、告示又は通達によって、法律の基準や解釈をその都度示すという手法も用いてきた。もとより、全ての規制を法律で明文化することは現実的ではなく、規制所管府省に一定の裁量を与えることは認められてしかるべきである。しかし、ICT や AI が企業活動や国民生活に劇的な変化を与えつつある時代において、この旧来の手法は様々な弊害をもたらしている。

一つには、中長期的な制度全体の在るべき姿についての検討が不十分なまま行われる弥縫的手法が、環境変化への本質的な対応を遅らせていることである。例えば、通信と放送が融合し、コンテンツが国を超えて流通する状況になってもなお、それに適合した著作権の体系がつくられておらず、国内事業者の競争力を弱めている。

二つには、規制の根拠や必要性を国民に説明すべき所管府省の責任が十分に果たされていないことである。法律の解釈や運用で実質的なルールの変更を行ってきたことが、何のための法律かを深く理解し、在るべき制度を常に模索する努力を怠らせる結果となっている。例えば、旅客運送事業の運転手に求められる二種免許取得の法定年齢要件を「21歳」とする根拠が実は希薄であることが、前期（平成28年9月～平成29年6月）の審議を通して明らかになった。その一方で、事故が社会的問題になっている高齢者については年齢制限が設けられていない。その場しのぎではなく、政策課題の本質を捉え、規制を予断なく見直す姿勢が貫かれていれば、このような状況にはならなかったのではないか。

三つには、環境変化に応じて規制・制度を見直さねばならないにもかかわらず、旧来の延長線上での対応に固執し、その結果、政策立案における非合理が放置されたまま、“行政的不作為”とも呼べる状況が生じていることである。例えば、ビッグデータの活用が進む中、匿名加工した個人情報について、国や民間企業には法律で同一ルールが定められたにもかかわらず、地方自治体が保有する個人情報は従来通り条例で定めることとされている。その結果、多くの地方自治体で条例の検討が始まり、全国的利用が前提のビッグデータにおいて自治体ごとに異なるルールが整備される可能性が出てきている。所管府省では有識者会議を開催し、データ利活用のニーズがない中、検討すべき対応策を整理したと言うが、会議としては、ルール整備を怠っていると評価せざるを得ない。

四つには、世界で急速に進む技術革新の波から、我が国が取り残される懸念が生じていることである。第2次答申で取り組んだ電波制度改革には、20年以上もの時間がかかった。今進みつつある電力システム市場改革も、1990年代からあまりに長い時間がかかっている。いずれも、先進諸国からは周回遅れである。海外の動向や技術革新に注意深く目を光らせ、5年、10年先を見据えた抜本的な制度改革に真正面から取り組む矜持を、裁量行政は規制所管府省に忘れさせている。

こうしたことの結果として、既得権益を保護する多くの岩盤規制が生み出された。規制所管府省は既存の事業者の利害に過度に配慮し、制度の変革は常に後手に回っている。このことが、消費者の利益を損なうだけでなく、規制分野における革新的事業者の登場をも阻んでいる。

新たなビジネスチャンスは、しばしば、既存業界の構造では捉えきれない複合的な領域に生まれる。しかし、業界ごとに縦割りで、業法によって規制された日本では、新サービスに挑もうとする者はあまりに多くのハードルに直面することになり、結果、新しいビジネスは日本でなかなか開花しない。一つ分野で規制が緩和されても隣接した分野で規制が残り、利用者にとっての利便性が高まらないこともよくある。例えば、在宅でオンライン診療を受けることが可能になっても、医師に処方される薬を受け取るには、薬剤師の訪

問による服薬指導を受ける場合を除き、依然として薬局に出向かねばならず、移動困難な高齢者の利便が一向に高まらない。

さて、このような状況の中で、会議は、次の点を重視して審議を行ってきた。

第一に、徹底的に利用者の視点に立つことである。国民の一人一人がインターネットにつながり、これまで想定されていなかった様々な新サービス、ビジネスが日々生まれつつある。技術革新は、国民生活に利便性をもたらすだけでなく、同時にトラブル等の社会問題も引き起こすこともある。利用者の視点に立ち、利益と保護の両方のバランスを考慮し、迅速に制度整備を行うことが求められている。

第二に、現場からの要望にしっかりと向き合うことである。会議のスタートから2年弱の間に、規制改革ホットラインでは、既に1,160件（平成30年5月15日現在）の提案を受け付けた。規制改革は、一見小さな案件にみえても、いざ変えようとするとき大きな抵抗があり、膨大な時間がかかる。そのため、個々の要望に十分に答えきれないという悩みを抱えているが、今期は専門チームを設置して、少しでも多くの要望事項に取り組めるよう努めた。

第三に、既存の制度の枠にとらわれずに、問題解決の道を探ろうとすることである。例えば、行政の手続きの簡素化を進めるに当たって、行政の側から手続を捉えるのではなく、企業等の利用者が手続にかかる時間に焦点を当て、3年間で所要時間を2割削減する目標を掲げて取り組んでいる。

今般取りまとめた答申は、以上の考え方の下に、本質的かつ骨太な議論を行った成果をまとめたものである。

3. 審議経過

(1) 審議テーマの設定と審議体制

会議は、平成29年7月20日の第19回会議において、今期の新たな検討体制として、農林ワーキング・グループ、水産ワーキング・グループ、医療・介護ワーキング・グループ、保育・雇用ワーキング・グループ、投資等ワーキング・グループの5つのワーキング・グループを立ち上げた。

その後、同年9月11日の第20回会議において当面の重要課題として、「待機児童解消」、「電波制度改革」及び「森林・林業改革」を早期に解決すべき課題とし、また、農業・水産業の成長産業化に向けた改革、Society5.0に向けた医療の実現、日本でのキャリア形成を目指す若手外国人材の雇用環境整備、官民データ活用と電子政府化の徹底、インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革、行政手続コストの削減目標達成に向けた強力な計画遂行、の6つを今期において改革を進めるべき重要事項として決定し、各ワーキング・グループ等での検討が本格的にスタートを切った。さらに、規制改革ホットラインに寄せられた提案のうちワーキング・グループ等で扱わない事項についても、積極的に検討を行うために、新たに「専門チーム」を設置した。

また、地方自治体の間において手続上の書式・様式が異なることにより事業者の負担となっているものについて、改善方策の検討を推進するために「地方における規制改革

タスクフォース」を立ち上げた。

(2)規制改革実施計画のフォローアップ

会議として、既往の規制改革実施計画の進捗状況についてフォローアップを行っていることは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。

今期では、重点事項を特に定めることをせず、規制所管府省から進捗状況の報告を求め、全ての実施事項について精査した上で、個別に会議として評価、コメントを行った。

(3)公開ディスカッションの開催

会議では、規制改革を推進するための世論喚起を目指し、今期は公開ディスカッションを1回開催した。

国民にとって関心が高いと思われる検討テーマを選定の上、国民の目線で改革の方向性を見いだすことを趣旨とし、議論をより充実させるため、傍聴者や、インターネット中継の視聴者の意見を積極的に活用した。

第1回：平成30年3月27日

・オンライン医療の推進に向けて ～Society5.0のもとで拓ける医療の可能性～

(4)規制改革ホットラインにおける提案受付

会議では、前期に引き続き「規制改革ホットライン」において、規制改革の提案を常時受け付けており、平成28年8月以降、1,160件(平成30年5月15日現在)の提案が寄せられた。

「集中受付」においては、改革を実現するための十分な検討時間を確保すべく、受付期間をこれまでの10月又は11月から前倒しして、平成29年9月に実施した。

「集中受付」の実施に当たり、内閣府ホームページでの広報に加え、地方自治体を含めた各種団体に対する積極的な提案の働き掛けなどの集中的な周知活動を行うことにより、1か月で391件の改革提案が寄せられた。

寄せられた案件は、関係府省に検討要請を行い、関係府省からの回答988件(平成30年5月15日現在)をホームページで公表した。関係府省から回答を得た事項のうち、更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループ等において精査・検討を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

また、今期新たに設置した専門チームの会合を6回開催し、ホットライン提案の解決に向けた策を活発に議論することで、取り上げた提案に関連する各ワーキング・グループでの個別具体的な改革事項の取りまとめにつなげた。

(5)規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)

規制レビューは、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づいて構築されたものであり、規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みとなってい

る。

規制改革実施計画（平成 28 年 6 月閣議決定）を受け、平成 29 年 7 月に「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）が変更され、規制所管府省が事前評価を実施した規制について事後評価を行うこととされ、規制に係る評価の仕組みが強化された。

規制改革への取組をより効果的なものとするため、規制レビューと規制の政策評価について、引き続き、一層の連携に取り組む必要がある。

4．本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められ、これはひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5．次のステップへ

(1)次期の会議活動方針の策定

本答申提出後、平成 31 年 7 月までの期間、会議の総仕上げとなる改革に取り組んでいく。そのために、取り上げるべき重点分野やその審議体制等、会議としての活動方針を速やかに定めることとする。

(2)決定事項のフォローアップ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

会議としては、決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、注意深く見守っていく必要がある。そのため、決定事項を規制所管府省が実行する際には、事前に会議に諮るなどといった強力なフォローアップの仕組みの導入を望む。

II 行政手続コストの削減

1. 経緯

第14回会議（平成29年3月29日）において、内閣総理大臣の出席の下、経済3団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）の長の参加を得て、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」という観点から、「2020年3月までに行政手続コスト（事業者の作業時間）の20%以上の削減」を決定した。また、行政手続コスト削減の3原則として、行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、書式・様式の統一を掲げた。この決定にのっとり、平成29年6月に各府省が基本計画（簡素化計画）を策定した（合計1223項目（年間手続件数8347万件））。

2. 行政手続部会による集中点検の結果と今後の方針

行政手続部会において、平成29年8月末に2つの検討チームを設置し、各府省の基本計画について集中的に点検を行い（7か月間で合計22回の会合を開催）、その点検結果を踏まえて、各府省は平成30年3月までに基本計画を改定した。集中点検の結果と今後の方針については、「行政手続コストの削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」を決定し、第30回会議（平成30年4月24日）に報告した。その概要は以下のとおりである。

- ・主要項目（合計530項目（年間手続件数（7523万件））ごとに、事業者から申請書作成等に要する作業時間をヒアリングして計測・集計した結果、表のとおり、重点分野の行政手続コストは、年間約3億3千万時間（約8千億円）に上ることが明らかとなった（金額は、統計上算出した人件費（給与、賞与、福利厚生費）の時間単価（2,543円）を乗じて計算）。今般の簡素化の取組により、約7千万時間（約2千億円）減少する見通しである（削減率 22%）。
- ・主要な取組について、取組主体と時期を工程表として明記した。
- ・横断的な課題として、利用者目線での本人確認手続の簡素化、府省の枠を超えたワンスオンリーの実現、行政手続の完全デジタル化、国の出先機関ごとの独自の運用ルールの撤廃に取り組む。また、「行政への入札・契約に関する手続」を重点分野に新たに追加する。
- ・国から地方自治体に対してあらゆるルートを通じて事業者の行政手続コストの削減への理解と協力を要請する。あわせて、行政手続の簡素化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体を応援する（各都道府県が、鳥取県における先行的な取組と同様の取組を行った場合には、試算上、約2億時間（約5千億円）のコスト削減が見込まれる。これを目安に地方展開に取り組む。）。
- ・今後、各府省の取組の進捗状況について、定期的実績を評価し、不十分な取組や効果が疑わしい取組について、対策の積増しを要請する。また、事業者の負担の軽減状況について、定量的なコスト測定を行う。さらに、「働き方改革」、「生産性向上」の観点から、事業者の要望を踏まえつつ、行政手続コストの削減に取り組む。

表 分野別の行政手続コストと削減時間の見通し

	〔基本計画〕 策定対象 総手続件数 (手続項目数)	〔コスト計測〕 対象 総手続件数 (手続項目数)	作業時間 ¹		削減時間 ¹		削減率
			(金額換算)	1件 当たり	(金額換算)	1件 当たり	
営業の 許認可	651万9196件 (786本)	525万3226件 (330本)	1億4173万時間 (3604億円)	27.0 時間	2960万時間 (753億円)	5.6 時間	20.9%
社会保険	6271万6706件 (105本)	5680万6812件 (28本)	1億2211万時間 (3105億円)	2.1 時間	2922万時間 (743億円)	0.5 時間	23.9%
調査・統計 ²	716万9681件 (153本)	681万1452件 (98本)	2393万時間 (609億円)	3.5 時間	562万時間 (143億円)	0.8 時間	23.5%
労務管理	330万4726件 (71本)	301万3296件 (15本)	1514万時間 (385億円)	5.0 時間	306万時間 (78億円)	1.0 時間	20.2%
補助金 ³	29万7660件 (74本)	29万2598件 (56本)	1100万時間 (280億円)	37.6 時間	230万時間 (58億円)	7.9 時間	20.9%
商業登記	99万8850件 (33本)	59万5272件 (2本)	853万時間 (217億円)	14.3 時間	171万時間 (43億円)	2.9 時間	20.0%
就労証明書	246万件 ⁴ (1本)	246万件 ⁴ (1本)	556万時間 (141億円)	2.3 時間	164万時間 (42億円)	0.7 時間	30.0%
計	8346万6819件 (1,223本)	7523万2656件 (530本)	3億2800万時間 (8341億円)	4.4 時間	7315万時間 (1860億円)	1.0 時間	22.3%

1 「削減時間」については、各府省の基本計画において手続ごとに目標設定していない場合は、当該手続の作業時間に削減率 20%を乗じて計算した上で分野ごとに積み上げている。

2 「調査・統計」については、「統計改革の基本方針」により、新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査(基幹統計調査、一般統計調査)を対象としており、統計調査以外の調査については、含まれていない。また、同分野の「総手続件数」には、基本計画における調査対象者数を1年あたりに換算した数字(概数)が含まれる(例:調査周期が四半期の調査は「調査対象者数×4」、調査周期が5年の調査は「調査対象者数÷5」)。

3 「補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項における「補助金」としている。なお、雇用関係助成金については、「労務管理」に含まれている。

4 保育等を利用する子供の数に基づいて計算した。このうち、全ての子供が就労を理由に保育認定を受けているわけではないので、あくまで最大値。

III 各分野における規制改革の推進

1. 農林分野

(1) 今期の重要課題

我が国の農林業は、地域の基幹産業である一方で深刻な問題を抱えている。

農業においては、「攻めの農政」の下、40代以下の新規就農者は3年連続で2万人を超え、農業総産出額も2年連続で増加し、16年ぶりに9兆円台に回復したが、農業従事者の平均年齢は66歳を超えており、高齢化と後継者の不足は深刻な問題となっている。

林業においては、国産材の供給体制において、平成14年に約19%まで落ち込んだ木材自給率が、平成28年には約35%まで上昇しているものの、森林所有者の多くは小規模零細で積極的経営を期待できない中で、主伐期にある人工林の年間成長率の4割以下しか活用されていない状況である。

農林業の持続的発展に向けては、このような状況から脱却し、若者を含む意欲ある生産者が付加価値の向上、規模拡大や投資等を通じた生産性の向上に挑戦し、効率的かつ安定的な経営を実現していく環境づくりを行う必要がある。

現状維持の発想を転換し、農林業者や地域の団体が、生産性の向上や地域特性に応じた生産物の付加価値を高めるために、自ら創意工夫を行いやすくすることで、日本の農林業の将来は切り拓かれる。

会議が取りまとめた「規制改革推進に関する第1次答申」(平成29年5月。以下「第1次答申」という。)において、生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立や牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革について提言がなされ、同答申を受けて閣議決定された規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)において、これらの項目については同年度までに措置することとされた。

また、同答申においては、上記の項目のみならず、農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進についても提言がなされ、同年より検討が開始された。

その後、農林ワーキング・グループは「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」(平成29年11月6日)、「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」(平成29年11月24日)、会議は「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)を公表した¹。

これらの意見も踏まえ、政府及び与党における検討・論議を経て、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部)が改訂されるとともに、これに基づき、森林経営管理法案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案が平成30年通常国会に提出されるに至った。

このような農林業改革を真に実りあるものとし、改革を一気に加速させるためには、

¹ 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」及び「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」については、未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)との合同会合による提言。

今回の法改正をきめ細かくフォローアップするとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく構造改革・生産性革命等を徹底し、引き続き不断の改革を進めていく必要がある。

本観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(2)卸売市場を含めた流通構造改革

【a:措置済み、b:平成30年度以降措置】

単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加による外食、中食等といった食の外部化の進展や卸売市場以外の流通形態の発達等、近年の食品流通を取り巻く情勢は卸売市場法（昭和46年法律第35号）制定時とは大きく様変わりしている。

生産者・消費者の双方にメリットのある食品流通構造の実現に向け、物流、卸・小売等の事業者や、物流インフラ、情報伝達の仕組み、卸売市場制度等の諸制度・慣行など、あらゆる側面から改革を進め、その中で、生産者が、消費者に付加価値の高い食品を届けるための多様な選択肢を得て、戦略的に生産、出荷ができるように改革していくことが重要である。

したがって、

- a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。
- b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。
 - ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。
 - ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。
 - ・卸売市場の運営に係る実務的ルールの公表等、商慣行等の見直しを促進すること。
 - ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。

(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し

底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて

【a:措置済み、b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

農作物の収穫量を増加し衛生管理や環境制御を行うための高度な生産方式の導入や、人手不足や安全性確保のためのロボット化、収穫用レーンやカートの導入、耕土を用いない高設棚等による水耕栽培など、営農形態の多様化が進んでいるが、現在の農地法（昭和27年法律第229号）においては、底地をコンクリート等で地固めした場合、第2条に規定されている要件を満たさず、農地転用に該当するために、農業者の負担となっている。

したがって、

- a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。
 - ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。
- b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。

相続未登記農地等の農業上の利用の促進について

【a:措置済み、b:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

相続未登記等で所有者が不明な農地については、当該農地について管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人に着目して、簡易な手続で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする制度を創設すべきである。

加えて、本来であれば、所有者不明の農地となることを未然に防ぐために様々な取組を行うことが望ましく、例えば登記を促すための手続を簡素化することや、徴税部門と登記部門との連携による該当者の早期特定と登記の働き掛けなどが有効であるとの指摘がある。これらも踏まえ、農地の相続時の登記を着実に進めるための取組を一層強化することも重要である。

したがって、

- a 「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。
 - ・所有者不明の農地について、管理費用（固定資産税、水利費等）を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。
 - ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。

- ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5 年を超えないもの」から「20 年を超えないもの」に延長する。
- b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。

(4) 農協改革の着実な推進

【平成 30 年度以降、継続的に措置】

農協改革については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に記載された「農業協同組合の見直し」及び規制改革実施計画（平成 27 年 6 月閣議決定）に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、平成 31 年 5 月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革を加速させる必要がある。全農改革は「農業競争力強化プログラム」（平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に掲げられた生産資材・流通加工に関する改革を推進する上でも重要であり、また、地域農協組織においても、自己改革の着実な進捗が強く期待される。

したがって、農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。

(5) 農業の発展に資するその他の改革

農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革

【平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置】

農業を支える重要な基盤である農地について、農地中間管理機構等を通じた集積・集約化等の不断の見直しを行うこと、また、農地所有適格法人に係る様々な規制について、時代に即した見直しを行うことが必要である。

したがって、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則第 2 条に基づき、施行後 5 年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。

- ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。
- ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。

新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について

【平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

技術革新により、耕作を伴わない多様な生産方式が生み出され、農地以外に、生産拠点を設けることができるようになってきている。これにより、例えば、消費者が日常的に求める野菜等を消費地の近くで生産することを強みとするサプライチェーンを構築するなど、事業モデルの創意工夫が始まりつつある。

このような新しい農業生産拠点では、従来農地とは異なる設備、立地で生産活動を行うことが多い。なかでも、建築物内に空調や排水等の設備を実装して生産活動を行うものが典型的である。このため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条の用途規制の適用に当たっては、大小の原動機を実装した生産施設という意味で、いわゆる「工場」と捉え、また、広く「植物工場」と呼称される場合が多いという事情もあいまって、法執行を担う特定行政庁（同法第 2 条第 35 号に規定する市町村の長等）において、工場の基準が適用される場合が一般的となっている。用途規制が製造業を念頭においている、騒音、臭気、発生交通量といった周辺に与える影響の性質に関し、製造業における工場と新しい農業生産施設ではその性質を大きく異にする場合もある。そのため、両者を同等の前提で規制する妥当性を検討する必要がある。農業の多様な可能性を広げ、成長産業としていく上で、いわゆる植物工場に代表される新たな農業生産施設を普及させていくことは重要であることを踏まえ、名称や原動機等の実装される設備類型によって形式的に判断するのではなく、農業生産施設に伴う騒音、臭気、発生交通量等の周辺環境への影響に関する実態を見極めた上で、予断なく、用途規制の在り方を検討すべきである。

建築基準法の用途規制については、一律の基準を適用する原則の例外として、特定行政庁が行う特例許可（同法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書）によることも可能であるものの、いわゆる植物工場のような新しい農業生産施設に関し、これまで、特定行政庁による許可事例は見当たらない。

したがって、

- a 国は、建築基準法第 48 条第 1 項から第 14 項までの規定のただし書に基づく特例許可を活用し、植物工場などの新たな農業生産施設に類似する施設を建築した事例や審査内容、許可が不要な地域に立地した既存の植物工場等の実態を調査し、その結果を踏まえ特定行政庁に対して、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す。
- b 国は、法執行の円滑化等のために特定行政庁相互が情報交換等を行う場である日本建築行政会議に対して、a の調査結果や海外の ICT 等を活用している先進的な農業生産国の事例など、新たな農業生産施設の立地の検討に有用な情報を提供するとともに、新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、海外での立地規制における取扱いも参照しつつ、騒音、臭気、発生交通量など市街地環境への影響に関する用途規制の判断要素に立ち戻り、建築物の主要用途として

「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す。

- c 国は、許可の実例や海外の先進事例等から把握される新たな農業生産施設がもたらす騒音、臭気、発生交通量等の実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、その実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁に対する技術的助言として通知する。

小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について

【平成 30 年検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

農地の集約化、作業の省人化を進めて農業の生産性を高める上で、小型無人航空機（いわゆるドローン）に対する期待は大きい。他方、農業分野の用途の多くは、農薬散布、播種であり、現行の規制の下では、「危険物の輸送」、「物件投下」の類型に該当する。この場合、飛行経路下への第三者の立入りを防ぐなどの安全措置が必要となり、多くの場合、オペレーターに加えて注意喚起等を行う補助者の配置が求められる。

例えば、農薬散布でドローンを使用する場合には、人の立入りが想定されない耕作地において、散布する農薬が拡散しないよう地上 2 メートル程度を低空飛行させながら、作業を行うことが一般的である。このようなケースにおいて、補助者を配置することによって初めて回避できるリスクは、「危険物の輸送」、「物件投下」に該当する様々なケースの中でも、かなり小さいものであると推察される。

また、より広い耕作地で効率よく農薬散布等を行う場合には、それに見合った農薬の積載を要するが、現行の規制の下では、最大離陸重量が 25kg 以上になると、耐久性の要求や、飛行諸元を記録できる機能の付与などの、追加の規制に対応することが必要となり、この点も、農業分野での限定された利用実態に照らし、利活用を促進する観点から、その必要性の吟味が求められる。

ドローンをめぐる技術開発については、中国を始め、世界がしのぎを削っている。目視外飛行が可能となり、高度なカメラやセンサーの搭載などによる用途の広がりも期待される中、利活用を促進する観点から、農業分野における活用の実態を十分踏まえた必要最小限の規制を、予見可能性の高い方法で整理することが不可欠である。

したがって、小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量 25kg 以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。

(6) 林業の成長産業化・木材の利活用促進のための改革

林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革

【a:平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、b:平成 30 年度措置】

林業を将来にわたり地域の基幹産業とするためには、その生産性を高め、従事者の所得を向上させていかなければならない。

そのためには、Society5.0 を具現化する新たな技術により、林業の姿を大きく変えなければならない。消費者を起点とするマーケットインの発想を取り込み、バリューチェーン全体の連携で利益を最大化するとともに、個々の現場では先端技術を貪欲に取り込む。また、従前の発想にとらわれない国産材の安定的で効率的な供給体制の構築を通じた付加価値の向上に資する改革についても検討を進めていくことが求められる。

したがって、

- a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。
- b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大口ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。

なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法。平成11年法律第117号）についても所要の措置を講ずる。

木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し

【平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

今後、国産木材の供給体制が質・量ともに充実することが見込まれる中、木材の特性や意匠性を最大限活かした木造・木質建築の魅力を高め、建築における木材需要を拡大させていくことが求められる。その際、木造建築の可能性に大きな影響を与える建築物の耐火性能等に関する規制について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえつつ、過度な制限を見直し合理化を進めていくことが重要である。

既に、国は、このような規制の合理化のための措置を含む建築基準法の一部を改正する法律案を国会に提出しているが、成立後の法（以下「改正建築基準法」という。）の施行に向け、十分な規制の合理化が図られ、その効果が幅広く発揮されるよう、関連する基準等を整備することが重要である。

また、同時に、新たな木材の利活用を幅広く進める上で不可欠な、木材の性能を評価するJAS等の仕組みが幅広く利用される環境の整備も必要である。

したがって、以下の措置を講ずる。

- ・改正建築基準法の下で整備する基準等については、木材の特性や意匠性を活かした木材の需要を拡大する上で効果的な環境を整備するため、主要構造部に

対する防火規制、内装制限等について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえ、必要な合理化を進める。

- ・地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律（JAS法。昭和25年法律第175号）に基づく認証取得について、JAS認証の料金体系や、取得支援体制の在り方、工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保証する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。

都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進

【平成30年度措置】

国産木材の供給体制が質・量ともに充実する中、従来推奨されてきた地産地消による需要拡大に加え、もとより相当量の建築需要が存在する都市部において、木造建築物を増やしていくことが望まれる。その際、例えば、都市部で多く立地する4階建てから8階建て程度の中規模ビルについて、更新時等に木造建築へと置換することができるならば、非住宅建築物の新たな需要として大きな期待を持つことができる。

そのような「中規模木造ビル」の建築が現行法令により禁止されているわけではないが、新たな木材需要を迅速に掘り起こすためには、モデルとなる建築物の可視化や、そのような建築物に適合した部材の規格や設計方法の整理・普及、都市部の中規模木造ビルを量産し得るようになるためのサプライチェーンを通じた生産システムづくりなど、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者が関与し総合的に進めるための緩やかな公共的枠組みが不可欠であり、そこで果たすべき国の役割は少なくない。

したがって、以下の措置を講ずる。

- ・都市部等で相当量の木造需要を生み出すことが期待される「中規模木造ビル」を全国で立地させることを目指し、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者、行政が連携し、モデルとなる建築物の可視化、そのような建築物に適合した部材の規格や設計方法の整理・普及、都市部の中規模木造ビルを量産し得るようになるためのサプライチェーンを通じた生産システムづくりなどに取り組むための場を立ち上げる。
- ・中規模木造ビルによる需要拡大を加速し、多くの民間事業者等が自らその建築等に関与する動きを拡大するために、国は、中規模木造ビルの考え方に即した建築提案を募り、モデル事業として位置付けてその実現を促進する。

強度の高いCLT利活用の促進

【平成30年度措置】

新たな木材需要として期待される中高層木造建築物の需要を拡大する上で、CLT

(直交集成板)の活用が期待されている。CLTについては、技術開発や関連規定の整備等を通じて徐々に普及が進んでいるが、今後、更に活用の幅を広げていく上では、より強度の高いCLTの使用を可能とし、CLTにより建築できる建築物の範囲を拡大するとともに、より少ない量のCLTで同じ強度の建築物を建設できるようにすることで、現場の作業性を向上させ、コスト削減を進めることが重要である。

したがって、CLTに関しM60まで規定する現行の告示「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」(平成13年国土交通省告示第1024号)を改正し、既に、JAS規格が策定されているM120までを規定する。

伝統構法木造建築物に関する規制の見直し

【平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

国産木材の生産体制を強化する際、集約化、大規模化、標準化等を通じ、コストの合理化と質・量とも安定した供給体制を構築することにより生産性の向上を目指すことと併せ、木材の魅力を最大限引き出す用途を増やすことでその付加価値が高まり、それが、山元に至るサプライチェーンの担い手に経済的に適切に還元されることにより地域の林業の経営基盤を強めていくことも重要である。

石場建てや、継手・仕口の木組みなど伝統構法に用いられる様々な仕様を活用した木造建築物は、木材の魅力を引き出す構法であるが、建築基準法においては、木造建築物のうち、在来工法と呼ばれ今日広く普及している工法については、簡便な確認手続によって建築可能となるのに対し(仕様規定)仕様規定に適合しない伝統構法を用いる場合には、建物が変形しても求められる安全性能等が発揮されることについて、精緻な構造計算による証明が必要となり、それが、伝統構法による建築を逡巡させ、その担い手の減少に拍車をかける一因になっているとの指摘がある。また、伝統構法の技術の継承には幅広い裾野が必要であり、技術の継承を行うための人材も不足している。

したがって、以下の措置を講ずる。

- ・石場建てや継手・仕口の木組みなど伝統構法に用いられる様々な仕様が建築物の安全性を担保する上で十分であるかどうかについて検証する。実現される安全性の程度が十分であるとの評価が得られた場合には、建築に関する規制制度面で、伝統構法の仕様を採用しやすくなるような環境を整備する。
- ・日本の伝統構法の技術を継承していくためにも、建築物の質の確保・向上を担う大工等の人材育成に向けた取組を進める。

(7)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

農協改革の確実な実施

規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に記載された「農業協同組合の見直し」及び規制改革実施計画(平成27年6月閣議決定)に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」については、平成31年5月までの「農協改革集中推進期間」の

中において、JAグループによる自己改革が進められているところであり、改革が着実に実施されるよう、引き続きフォローアップを行う必要がある。

農業委員会の見直しや農地集積・集約化等の規制改革

農業委員会については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づき改正された農業委員会等に関する法律が施行されて2年となる。

農地利用最適化推進委員の選任など改正法に基づく措置が推進されているが、農地中間管理機構との密接な連携の下に、農業委員会が主体性をもって活動できる環境づくりを行うこと等、課題は残されていることも明らかになった。

また、農地中間管理機構については、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年を目途に実施することとされており、農業委員会と農地中間管理機構の連携を図る観点も含めて、引き続きフォローアップしていく。

2. 水産分野

(1) 今期の重要課題

世界の一人当たりの魚介類消費量は過去半世紀で約2倍に増加し、世界人口の増加も続く中、世界全体での消費量は、同期間に約5倍に増えている。この需要の増大を反映し、世界の漁業生産量はこの30年間で約2倍になっている。これに対し、我が国の漁業生産量は同期間で約半分に減少、養殖業も平成6年をピークに生産量が減少傾向にあり、我が国の水産業は、世界の潮流から大きく取り残されているように見える。

我が国は世界の主要な漁場に位置し、その領海及び排他的経済水域（EEZ）は面積で世界第6位の規模を誇り、世界でも有数の好条件に恵まれている。この海水面の潜在力を最大限活かすことができれば、我が国の水産業の再興は決して難しいことではない。

その潜在力を活かすための第一の課題は、水産資源の回復に向けた、新たな資源管理システムの構築である。豊かな漁場で持続可能な漁業を実現させるためには、科学的知見に基づく資源評価と、その資源評価に基づく資源管理を徹底することが不可欠である。評価すべき対象、手法、管理方式など資源管理システム全般を点検し、より実効ある仕組みへと再構築することが必要である。

第二の課題は、漁業者の所得向上に資する流通構造改革である。水産物が廉価で不当に買い叩かれることなく、その価値が正當に漁業者へ還元されるよう、ICTも駆使しながら、サプライチェーンの不断の見直しを進める必要がある。

第三の課題は、遠洋・沖合漁業を中心に、若者にとっても魅力ある漁業に転換し、国際競争力を高めるための制度改革である。漁業就業者の高齢化や担い手不足、周辺諸国の漁船大型化が進む中、インプット・コントロール中心の資源管理の下、我が国の漁船の漁獲能力が相対的に劣後し、働く現場としての漁船の環境の改善も進んでいない。生産性の向上と資源管理の両面に資する漁業許可制度の見直しが必要である。

第四の課題は、養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の改革である。潜在力

ある漁場を最大限活用できるよう、関連諸制度の合理化・透明化を徹底し、意欲と能力ある者が生産性の高い漁業を営むことのできる環境整備が不可欠である。とりわけ、成長が期待される養殖業の発展に向け、国の総合戦略の下、競争力ある養殖事業が成長できる環境整備が急務である。

以上を示した課題認識の下、水産政策の在り方全般を点検し、以下に改革の具体案を示す。

(2) 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現

新たな資源管理システムの構築

【早期の関連法案提出を含め、速やかに措置】

漁業の成長産業化のためには、水産資源を適切に管理し、基礎となる資源を回復・維持させることが不可欠である。このため、科学的知見に基づいた資源管理目標の導入や信頼できる漁獲データの収集、アウトプット・コントロールの効果的活用など、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法を導入することが重要である。また、これにより、周辺関係国と共通に利用する水産資源の管理に関する議論をリードし、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底することにもつながる。

したがって、以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。

- a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。
- b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。
- c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量（以下「MSY」（Maximum Sustainable Yield）という。）の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。
- d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」（MSYが得られる資源水準）と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。
- e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量（以下「TAC」（Total Allowable Catch）という。）を設定する。TAC

対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。

- f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（以下「IQ」(Individual Quota)という。）を導入する。IQの導入に当たっての割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- h IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- i 上記の資源管理を着実に実施するため、
 - ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。
 - ・逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
 - ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。
- j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。
- l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

栽培漁業の在り方の見直し

【平成31年度措置】

種苗生産、放流、育成管理等の栽培漁業については、資源管理の一環として、日本国内沿岸の資源に与える効果に関する検証が必要である。また、単一の都道府県や漁業協同組合（以下「漁協」という。）による種苗放流が複数の都道府県の資源回復につながるといった実態を踏まえ、国全体として効果ある栽培漁業に重点化していくことが重要である。

したがって、

- a 従来から実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。
- b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

(3) 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

【早期の関連法案提出を含め、速やかに措置】

我が国の漁業者が所得を増やしていくためには、水産物流通におけるトレーサビリティの確保や品質・衛生管理の強化、水産物流通の集約化と情報共有の迅速化により、漁業者が生み出す価値を消費者に適切に伝え、水産物の付加価値を高める取組が重要である。また、世界的な魚食需要の増大が見込まれる中、国内にとどまることなく、海外市場を含む需要を開拓することが重要である。

したがって、

- a マーケットインの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。
 - ・物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等）
 - ・ICT等の活用（取引の電子化、AI・ICTを活用した選別・加工技術の導入等）
 - ・品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）対応等）
 - ・国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）
- b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。
- c 資源管理の徹底、IUU（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、ICT等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。
- d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。

(4) 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し

【a,b,c,d,e,f,g: 早期の関連法案提出を含め、速やかに措置、
h: 平成 30 年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

遠洋・沖合漁業に適用される許可漁業については、近隣諸国漁業者に比肩する競争力の維持・強化が必要である。このため、国際的に遜色のない新たな資源管理システムを構築する上で、漁船の大型化やハイテク化、若者などの担い手を惹きつける居住性の向上や労働環境の改善など、遠洋・沖合漁業の生産性の向上と国際競争力の強化に資する仕組みとすることが求められる。併せて、海技士の乗組基準等の船舶安全規制についても、実態を踏まえた不断の検証と合理化が必要である。加えて、船舶の規模に応じて一律に適用される海技士の乗組基準については、漁船乗組員の確保が容易ではない中であって、漁船の性能や操業の実態に即して更に吟味すべきとの指摘がある。

したがって、

- a T A C 対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の 4 区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の 2 区分に整理するとともに、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の導入を促す。
- b I Q 導入等の条件が整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。なお、I Q だけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。
- c 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時に I Q も移転することとする。
- d 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- e 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告、許可の取消しを行う。
- f 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。
- g 漁獲報告の迅速化と、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V M S（Vessel Monitoring System）の備付けを義務化する。
- h 海技士制度について、以下の検討を進める。
 - ・ 船舶職員養成施設の入学要件の見直しによる早期受験資格の取得、e-ラーニング教材の活用拡大などの免許取得方法の多様化、科目合格の有効期間延長等受験機会の拡大により、海技資格の取得を促す環境を整備する。

- ・近海（100 海里以内）を操業する中規模（総トン数 20 トン以上長さ 24m 未満）の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。

養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し

【早期の関連法案提出を含め、速やかに措置】

養殖・沿岸漁業については、都道府県が漁場計画を、漁業者と有識者で構成される海区漁業調整委員会の意見聴取の上で策定し、漁場計画に基づく漁業権を漁業者や漁協等に付与する形での漁場管理がなされてきた。しかし、漁業権の付与に当たっては、地元の漁協や漁業者等が一律に優先されており、漁場を活用する意欲と能力ある者の操業を推し進めるといった視点とは異なっている。また、漁場の活用状況の一元的な管理がなされていないケースが多く、遊休の漁場の活用が進みにくい。一方、養殖業については、海外への養殖魚の輸出拡大も踏まえ、漁場利用の他に、養殖技術の民間企業と公的機関が連携した研究開発の促進、人工種苗の活用と種苗の品種登録による成果の保護等、成長産業化のための環境整備が必要不可欠である。

したがって、

- a 養殖・沿岸漁業に係る制度については、以下の考え方に基づき再構築する。
 - ・養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。
 - ・その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与のプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。
 - ・加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。
- b 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年又は10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。また、必要に応じ、随時改定を行う。
- c 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるように留意し、可能な場合は、養殖のための新区画の設定を積極的に推進する。
- d 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。
- e 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こう

した手続を法定する。

- f 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。
- g 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。
- h 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
- i 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）は、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする。
- j 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーたる個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則はメンバー以外には及ばない。
- k 団体漁業権に関係する個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。
- l 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に関係する漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画を策定するものとする。
- m 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として以下の事項を法定する。
 - ・既存の漁業権を受けた者（以下「漁業権者」という。）が、水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - ・上記以外の場合は、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。
- n 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取消しを行う。
- o 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
- p 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の使途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その使途に関する収支状況を公表するものと

する。

- q 養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。
- ・国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。
 - ・技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。
 - ・国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。
 - ・静穏水域が少ない我が国において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。
 - ・拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。

魚類の防疫に関する事項

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置】

養殖業を成長産業として発展させるためには、発生した場合に大きな損失が生じかねない魚病を適切に予防し、対処することが必須である。特に、抗生物質の多用による薬剤耐性菌の蔓延が世界的に懸念されており、効果のあるワクチンの適時的確な利用の重要性が指摘されている。

そのような中で、ワクチンの開発やその承認手続の迅速化が一層求められるとともに、ワクチンを使用する養殖事業者等の幅広い関係者においては、魚類防疫に関する知識を修得することがこれまで以上に重要となる。

したがって、

- a 魚類の防疫に関する体系的な知識とそれを身に着けるための研修等の蓄積を基礎に、養殖業の発展を担う民間の養殖業関係者が魚類の防疫に関する知識を修得できる環境を整備することとし、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への開放を含めた必要な方策を検討し、結論を得て、実行する。
- b 水産用ワクチンを始めとする魚病に関わる薬剤の承認審査期間を更に短縮するため、承認審査手続の一層の効率化、海外で承認されている薬剤に関し、海外での各種基礎データや利用実績等に関する情報の活用等を通じた審査方法の簡素化について検討し、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上作成し、実行する。

水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

【早期の関連法案提出を含め、速やかに措置】

今般の水産改革を実行し、漁業者の所得向上につながる成長産業化を実現するためには、改革の趣旨を踏まえた、漁協の積極的関与が不可欠である。

しかしながら、一部の漁協について、用途や負担水準の不透明な漁場行使料を徴収

する、資材の仕入れ・出荷等をめぐり不文律の下で組合員に不必要な負担を強いるなど、ガバナンスの不全が危惧される問題点が指摘されている。

したがって、漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて、以下に掲げる見直しを行う。

- a 漁協を、団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置付けることとし、以下の点を法定する。
 - ・ 漁協の事業として、(4) o 及び p の漁場管理業務を行えることとする。
 - ・ 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。
 - ・ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。
 - ・ 団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を漁協の中に常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。
 - ・ 全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。
- b 漁協の組織・事業体制を強化するために、以下の措置を講ずる。
 - ・ 漁協の目的として、漁業者の所得向上を図ることを法律で明記する。
 - ・ 漁協の役員の中に販売のプロ等を入れることを法律で明記する。
 - ・ 信用事業を行う信用漁業協同組合連合会等に対して、全漁連による監査に代えて、公認会計士監査を導入する。
 - ・ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。
 - ・ 国は、産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。

3．医療・介護分野

(1) 今期の重要課題

我が国は類を見ない少子高齢社会に突入している。4年後の平成34年度には、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳になり始め、社会保障関係費の急増が見込まれる²。一方で、現行制度が前提としている「支え手」となる世代は、年間80万人規模で急激に減少していく。既に支え手不足と保険料等の国民負担増の深刻さは限界に近づきつつあり、支え手の中核を担う勤労世代が抱える将来への不安感・危機感は、消費や投資の活性化を通じた成長の阻害要因となっている。

² その後も、団塊ジュニア世代（昭和46～49年生まれ）が高齢者となり、日本の高齢者人口がピークに達する2040年に向けて、医療・介護給付費は90兆円を超え、また、約800万人の担い手が医療・介護分野において必要になると予想されている。それぞれ、現状の約1.8倍及び1.3倍に達することとなる。

このように、人口構成の変化による財政上の制約が厳しくなる中で、国民皆保険等の医療・介護制度を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会をつくるためには、IoT・AIを全面的に活用した医療資源の効率的な活用、生産性の向上及び国民の健康寿命の延伸が不可欠である。そのための制度構造の改革は、次世代に対する我々の責任であり、平成34年に向けて一刻の猶予も許されない。

今期の医療・介護ワーキング・グループにおいては、「Society5.0に向けた医療の実現」を重点審議項目として、国民・利用者の目線でIoT・AIを全面的に活用した医療資源の効率的な活用を検討してきた。その結果、具体的な規制改革項目として、「オンライン医療の普及促進」及び「社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」を取りまとめた。

また、医療分野の生産性の向上という観点からは、「医療系ベンチャー支援の取組」及び「PMDAによる審査の効率化」を取りまとめた。さらに、「食薬区分（昭和46年通知）の運用改善」、「機能性表示食品制度の運用改善」及び「患者申出療養制度の普及に向けた対応」は、国民の健康寿命の延伸の観点から検討したものである。

(2) オンライン医療の普及促進

全国的に訪問診療を受ける移動困難な患者が大幅に増加し、医療分野においても介護分野においても、「在宅」ニーズが一段と拡大していくことが見込まれる。こうした中、診療については、IoT・AI技術の急速な進歩を受け、「オンライン診療」促進に向けた議論が進み、本年4月の診療報酬改定ではオンライン診療についての評価が新設された。また、これに先立ち厚生労働省は、同年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を公表した。これらにより、今後、移動が困難な患者が、在宅のまま診療を受けられる可能性が広がるものと期待されている。

しかし、移動が困難な患者にとって、受診から服薬指導、薬の授受までの「一気通貫の在宅医療」が実現しなければ、オンライン診療の利便性は享受できない。現在、院外処方される薬については、薬剤師が「対面」で服薬指導した上で販売することが義務付けられており、オンラインによる服薬指導は認められていない。また、患者はオンライン診療を受けた場合でも、医師が院外処方した薬を受け取るためには、薬剤師の訪問による服薬指導を受ける場合以外は、郵送された処方箋又は電子処方箋引換証を持参して薬局に行き、薬剤師から対面で服薬指導を受けねばならない。

こういった課題を解決し「一気通貫の在宅医療」を実現することは、患者と家族の負担を軽減するだけでなく、医療従事者の負担を和らげることにもなる。また、地域の限られた医療資源を最大限に活かすためにも必要である。「一気通貫の在宅医療」の実現に向け、取りまとめた個別具体的な規制改革項目は以下のとおりである。

オンライン診療の取扱いの明確化

【措置済み】

オンライン診療の取扱いについては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠

隔診療」)について」(平成29年7月14日厚生労働省医政局長通知。以下「平成29年医政局長通知」という。)が発出されたが、当該通知では初診の取扱いや適用対象など不明確な基準が多く、かつ医療関係者に十分に認知されていない。

したがって、オンライン診療の取扱いについて、これに関連する既存の通知や事務連絡を含めて見直し、医療関係者にとって分かりやすいオンライン診療の適切な実施に関する指針(以下「ガイドライン」という。)を作成するとともに、関係者に広く周知する。

オンライン診療を適用できる地理的条件の見直し

【措置済み】

平成29年医政局長通知においては、オンライン診療を適用できる場所として「離島、へき地」を挙げつつ、それはあくまで例示であることが示されているものの、オンライン診療は基本的には「離島、へき地」等で適用されるべきものであるという認識が医療関係者の中に根強く残っており、それがオンライン診療の普及の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、オンライン診療は「離島、へき地」に限らず、患者の状況に応じて医師の判断により適用できることをガイドラインにおいて示す。

オンライン診療を行う医師の所在の解釈の明確化

【措置済み】

医師がオンライン診療を行う際の所在の考え方については、これまで発出された通知や事務連絡において明確になっておらず、医師の自宅からのオンライン診療の提供の可否が明確ではないため、オンライン診療の積極的な活用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、医師がオンライン診療を行う際の提供場所について、必ずしも医療機関内で提供する必要がないことをガイドラインに明記する。

オンライン診療を受診する患者の受診場所の見直し

【措置済み】

医療法(昭和23年法律第105号)において、医療は、病院、診療所等の医療提供施設又は患者の居宅等で提供されなければならないとされている。しかし、医療法における「居宅等」の範囲が明確になっておらず、患者の勤務する職場や公民館等でオンライン診療を受けることの可否が明確ではないため、オンライン診療の積極的な活用の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、医療法に定める「居宅等」の範囲の解釈を見直し、患者のプライバシーが維持できる環境等の条件が整う場所ならばオンライン診療の受診を可能とすることをガイドラインに明記する。

オンライン診療による初診の取扱いの明確化

【措置済み】

禁煙外来については、平成 29 年医政局長通知において、「結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではない」と記載されたものの、一般化されていないため、どのようなケースならばオンライン診療による初診が適法であるのか、いまだに明確ではないとの指摘がある。

したがって、初診は対面診療が原則であることを示しつつ、オンライン診療による初診が適法となるケースの例をガイドラインに明記する。

オンライン診療のルールの適宜更新

【平成 30 年度検討・結論・措置】

オンライン診療に用いられる IoT や AI は日々進歩しており、現時点で設けたルールを技術革新に合わせて更新しなければルールがオンライン診療の普及の妨げになるとの指摘がある。また、現在のガイドラインは基本的な考え方を示しているものであり、ガイドラインだけでは実務上の細かな質疑に対応することが難しいという指摘もある。

したがって、以下について検討し、措置する。

- ・技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新する。
- ・医療関係者がより利用しやすくなるように実務上の細かな疑問に対応できる Q & A 等を作成する。

オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方の明確化

【措置済み】

平成 29 年医政局長通知においてオンライン診療の対象となる患者が示されたものの、その後の見直しが行われていないため、オンライン診療に適した症例や、対面診療と組み合わせたオンライン診療の活かし方について判断できない医師が多く、オンライン診療の普及の妨げになっているとの指摘がある。

したがって、オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方をガイドラインに明記する。

患者が服薬指導を受ける場所の見直し

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度上期措置】

患者が職場にいながら診療を受け処方箋医薬品を受け取ることができれば、生活習慣病の重症化予防に効果的であるという指摘がある。しかし、医療法上は患者が職場でオンライン診療を受診することは周辺環境次第では許容されるものの、薬剤師による服薬指導を受けることは、薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）により

認められていない。

したがって、患者がオンライン診療を受診した場所（職場等）で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則の見直しを検討し、措置する。

オンライン診療に係るデータ収集の推進

【平成 30 年度検討・結論】

平成 30 年度から診療報酬上の評価が開始されたオンライン診療については、当該診療に係るデータを広く収集した上で解析し、エビデンスを積み上げ、成果を適切に評価することが、今後の高付加価値型診療を発展させることにつながると考えられているものの、保険収載に向けての手順が明確でないという指摘がある。

したがって、オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。

次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討

【平成 31 年度検討・結論】

オンライン診療に関する診療報酬については平成 30 年度の診療報酬改定により新設された。しかし、現在の診療報酬では、初診から 6 か月は毎月同一医師の対面診療を受けること等が要件になっている。オンライン診療の利点を国民がより本格的に享受するためには、移動が困難な患者の目線で、オンライン診療の診療報酬上の評価を更に拡充し、また、「見守り」、「モニタリング」などのオンライン診療の特性に合わせた包括評価や、医療従事者の働き方改革による負担軽減を進めていく必要があるとの指摘がある。

したがって、ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。

オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度上期措置】

現在、移動が困難な患者に対しては、薬剤師の訪問による服薬指導や薬剤管理等を実施する「訪問薬剤管理指導制度」が設けられており、その推進は重要であるが、当該制度の推進だけで、患者のニーズに応えることは難しい。実際、実働する訪問薬剤師の不足等により訪問服薬指導を受けられず、服薬指導を受けるためだけに薬局へ行かねばならない地域や患者は存在する。

したがって、オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医

療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。

電子処方箋実務の完全電子化

【平成 30 年度上期検討・結論、平成 30 年度措置】

現在、電子データも処方箋の原本となり得るが、厚生労働省が平成 28 年に策定した「電子処方せん」の運用ガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日）では、電子処方箋引換証及び処方箋確認番号を、患者が薬局に持参するモデルが定められている。しかし、電子処方箋の交付から受取までを完全に電子化し、紙のやり取りをなくさなければ、電子処方箋導入のメリットが失われ、「一気通貫の在宅医療」を実現することはできない。

したがって、オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、当該ガイドラインを改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。

(3)医療系ベンチャー支援の取組

欧米のメガファーマでは分業化が進む中、ベンチャー由来の新薬が多数生まれており、今後の医薬品・医療機器開発におけるイノベーションの中心はベンチャーであると言われている。しかし、我が国では、優れた基礎研究やものづくり技術があるものの、イノベーションの適切な評価がなされず、投資等による資金面の支援が弱いため、ベンチャー企業への支援の必要性が指摘されているところである。特に原価計算方式が採用される医薬品は、革新的な医薬品が含まれ得るにもかかわらず、そのイノベーション要素についての評価は、類似薬効比較方式に比べ、薬価全体に対して限定的となっている。

医療・介護ワーキング・グループにおいては、画期的な新薬を創出するイノベーションを促進し、製薬産業の生産性を高める観点から、特に原価計算方式により薬価算定する場合における適切なイノベーション評価の方法を検討した。個別具体的な規制改革項目は以下のとおりである。

革新的医薬品の適正なイノベーション評価

【措置済み】

医療系ベンチャーが製造販売する医薬品の多数は新規性が高いため、類似の薬効を有する既存薬があれば適用される「類似薬効比較方式」ではなく原価計算方式で薬価が算定されている。原価計算方式における加算は営業利益率に対しての加算であるため、最大加算率 100 パーセントが認められたとしても、類似薬効比較方式のように薬価が倍増することはなく、取扱いに差異が生じている。

したがって、原価計算方式で算定される医薬品の薬価についても、営業利益率のみ

に対する加算から、類似薬効比較方式と同様に価格全体に対する加算に改める。

一般管理販売費の適正な算定

【措置済み】

原価計算方式は企業規模に関わりなく同一の係数を用いて原価が算定されている。医療系ベンチャーの原価構成は他の大手製薬企業と異なり、特に販売管理費や研究開発費の占める割合が大きく、同一の係数を適用した場合には過少評価される場合が少なくない。

したがって、原価計算方式において一律に設定されている一般管理販売費の係数について、企業が申請した原価の内容を個別に考慮する必要性、その条件等を検討し、所要の措置を講ずる。

研究開発費の適正な算定

【措置済み】

原価計算方式において、事業者が国等から受けた交付金等の額は研究開発費から控除されるが、薬価収載後の売上高に応じて納付金として返還しているものもあるため、その全てを研究開発費から控除するのは不適當である。

したがって、医薬品の開発後に売上高に応じた納付金を求める交付金等の額については、薬価の原価計算方式における研究開発費から控除しないものとする。

(4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化

「GDP600兆円経済」の実現に向けて、我が国のビジネス環境を改善し、もって事業者の生産性向上を後押しするために、会議は事業者が経済活動を行う際に負担する行政手続コストの削減を検討してきた。

もっとも、生産性向上の重要性は、非営利的な側面を有する医療分野においても同様であり、我が国の医療サービスの持続可能性を維持する上で鍵となることは前述のとおりである。

医療分野における行政手続は多岐にわたるが、今期は、特に事業者から改善の要望が強かった独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)による新医薬品審査の効率化等に焦点をあて、以下の規制改革項目を取りまとめた。

電子化の推進

【平成30年度検討・措置】

PMDAの新医薬品の審査については、申請電子データシステムを構築するなど、ペーパーレス化への取組が行われているが、一部電子媒体とともに紙媒体の提出を求める運用となっている。

したがって、PMDAの新医薬品の審査プロセスについて、承認申請資料の電子媒体に併せて紙媒体での提出を求める運用を改めるなど、電子化の更なる促進に向けて、

工程表を策定し、公表する。

審査過程の透明化

【平成 30 年度検討・措置】

PMDAの新医薬品の承認審査手続における専門協議前に取りまとめられる「審査報告(1)」については、申請者見解に相違がないか、報告書の該当部分を開示し申請者に確認を依頼しているが、申請者見解以外の箇所については確認の必要がないため、一部マスキングが施されている。しかしながら、マスキングを廃止することで審査過程の更なる透明化を求める声がある。

したがって、PMDAによる審査の進捗を申請者が参考とすることができるよう、審査報告(1)について、申請者見解以外の箇所についてもマスキングを廃止する。

再審査申請資料の効率化

【平成 30 年度検討、平成 31 年度結論・措置】

PMDAの新医薬品の再審査の際に提出することとされている申請資料については、その内容が「安全性定期報告書」と一部重複するなど、申請資料の作成に際し製造販売業者に対する過大な負担を生じさせている。

したがって、再審査において提出が必要とされている各種の申請資料について、内容の重複の有無等を点検し、再審査申請資料の効率化を図る。

海外の規制との整合性確保

【平成 30 年度検討、平成 32 年度措置】

国際共同治験に関するガイドライン(ICH-E17)が策定され、国際共同治験が今後更に加速すると予想されるが、国際的に整合を図った取組がなされなければ我が国における承認申請が世界に対して遅れを取るおそれがある。

したがって、我が国においても国際共同治験に関するガイドラインの策定を踏まえ、承認申請が世界に対して遅れることのないよう、安全性を保持しつつ、日本人データの要求の考え方等を整理し、公表する。

英文資料の受入れ

【平成 31 年度検討、平成 32 年度措置】

PMDAの新医薬品の製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料については、和訳が求められているところ、当該プロトコルはPMDAと製造販売業者の他、データベース事業者やデータ提供元の医療機関等が用いることが想定される。

したがって、製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料について、原文での提出も可能とするための課題・方策について整理する。

医薬品添付文書の電子化

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置】

医薬品添付文書は容器等に添付することとされているが、出荷・流通・卸の過程で添付文書の内容に変更が生じる場合があり、医療機関に納入される際に最新情報を提供できないおそれがある。

したがって、医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。

GMP 査察結果の相互受入れ

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置】

医薬品 GMP (Good Manufacturing Practice) に関する MRA (Mutual Recognition Agreement) 又は MOU (Memorandum of Understanding) の対象国であれば、PMDA による GMP 調査について、当該対象国の規制当局が発行する海外製造所の GMP 証明書の添付をもって、原則として実地調査までは行わず、書面調査のみとする措置が取られているが、MRA においては、原薬及び無菌製剤は適用対象外とされており、有効範囲は限定的なものとなっている。

したがって、MRA 対象国の製造所についても、PMDA による GMP 調査に係る製造販売業者の負担が軽減されるよう、平成 29 年度末現在で発効している MRA の対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めるための所要の手続を早期に進める。また、我が国における GMP 調査の質を確保して MRA 及び MOU を安定的に実施していくために、都道府県による GMP 調査の充実・強化に向けた環境整備を図る。

海外機関の GCP 査察結果の活用

【平成 30 年度検討】

現在、海外規制当局との間で、GCP (Good Clinical Practice) 査察情報の相互活用等について検討が進められており、我が国もその検討に参加している。

したがって、この対応を引き続き進展させ、海外規制当局 (米国及び EU) が GCP 適合として承認した新医薬品について、当該医薬品が我が国で承認申請された際の海外治験施設に係る GCP 適合性調査については、これらの規制当局の査察結果を活用して効率化することを検討する。

カルタヘナ法の運用改善

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置】

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。)により生物多様性影響評価を行った後でなければ、我が国において治験を行うことはできないとされている一方、再

生医療等製品において我が国の国際競争力を維持・向上させることも同様に重要な課題である。

したがって、PMDAが審査を行うカルタヘナ法の大臣承認・確認手続に関して、平成28年7月に行われた運用見直しを踏まえ、所要審査日数を計測するとともに、その結果を踏まえて更なる運用見直しの必要性を検討し、所要の措置を講ずる。

(5)食薬区分（昭和46年通知）の運用改善

我が国の農業を成長産業に転換させるための方策の一つとして、医学や工学との連携により健康機能性の観点から差別化を図り、農林水産物を高付加価値化する必要性が指摘されている。

ところが、生鮮食品に元から含まれる専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を機能性関与成分とした場合には、当該生鮮食品を機能性表示食品として届け出ることが困難であり、高付加価値化の足かせとなっているという指摘がある。

そのため、医療・介護ワーキング・グループにおいては、生鮮食品の機能性関与成分を適切に表示することを可能とする食薬区分の運用の在り方を検討し、以下の規制改革項目を取りまとめた。

食薬区分に係る考え方の明確化

【平成30年度検討・結論・措置】

「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日厚生省薬務局長通知)の「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」に記載されている成分本質については、消費者庁の「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)において、機能性表示食品制度における「機能性関与成分」が、前記のリストに含まれるものでないことを確認することとされている。そのため、生鮮食品に元から含まれる専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を機能性関与成分とした場合、当該生鮮食品やそれを調理・加工した食品を機能性表示食品として届け出ることが困難となっている。

したがって、厚生労働省は、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を元から含む生鮮食品や、その成分本質を利用した加工品(伝統的発酵食品・サプリメント形状食品を含む。)の医薬品該当性に関してQ&A等にまとめて周知する。消費者庁は、その内容を受けて、機能性表示食品の届出の適否を判断する過程を明確化し、Q&A等に反映して周知する。

食薬区分に関する相談・申請についての体制整備

【平成30年度検討・結論・平成31年度上期措置】

人が経口的に服用する物が医薬品に該当するか否か明確でない新規成分本質(原材料)については、事業者は、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の記載に従い、その成分本質(原材料)の薬理作用や生理作用、毒性、食習慣等に関する資料

を添えて、都道府県の薬務担当課を通じて厚生労働省に資料を提出し、判断を求めることができる」とされている。食薬区分に関する照会は多数あるため、厚生労働省は全国からの照会に都道府県等を窓口として対応しているところであるが、前記の新規成分本質（原材料）に関する食薬区分上の判断を求める申請に関しては、事業者が厚生労働省に直接相談することを希望する声がある。

したがって、事業者が新規成分本質に関して食薬区分上の判断を求めるための資料を都道府県の薬務担当課が確認したことを条件に、事業者と厚生労働省の双方の効率化に資するものについては、当該事業者が厚生労働省に直接照会することを可能とする体制を整備する。また、その旨をQ & A等に反映して周知する。

(6)機能性表示食品制度の運用改善

国民の健康寿命を延伸させるためには、まずは国民一人一人が、自らが口にする食品の成分を正確に理解し、健康管理に努める必要があることは言うまでもない。

機能性表示食品制度は、こうした健康管理に努める消費者に対して、食品の有する機能に係る正しい情報を分かりやすく提供することにより、消費者の選択肢を増やすために導入されたところであるが、流通過程での表示管理の複雑さや小規模な生産業者が多数を占めるなどの理由から、機能性表示食品において生鮮食品の数は限られたものとなっている。

そのため、医療・介護ワーキング・グループにおいては、機能性表示食品制度の運用改善を検討し、以下の規制改革項目を取りまとめた。

生鮮食品に係る食品表示の在り方の見直し

【措置済み】

生鮮食品は出荷から販売に至るまでに箱詰め、小分け、パック詰めなどのプロセスがあり、容器包装の形態が変わるため、表示管理が複雑となりむしろ明確ではなくなっている。

したがって、簡易的な表示を可能とする仕組みなど、生鮮食品に適した食品表示の在り方を業界団体等と協議し、結論を得た上でQ & A等に反映して周知する。また、ビタミンやミネラル等、生鮮食品が有する一般的な特徴について、どのような表示が可能であるのかを明確化し、Q & A等に反映して周知する。

研究レビューの活用推進

【平成 30 年検討・結論・措置】

科学的根拠の明示、適切な生産・出荷管理、検査等において、生鮮食品の生産者・販売者には必ずしも十分なノウハウがなく、機能性表示食品の届出において負担となっている。

したがって、機能性関与成分の機能性に関する科学的根拠については、農業・食品産業技術総合研究機構が提供する研究レビューを用いることで簡易に機能性表示食

品の届出ができるよう、当該研究レビューの改善・拡充に向けた計画表を作成し公表する。また、スムーズに相談が行われるよう生鮮食品ごとに、その知見を有する部局を明確化する。

(7) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）における診療報酬の審査については、レセプトの電子化がほぼ完了しているにもかかわらず、ICTを活用した業務の効率化や合理化が進んでいない。依然として47の全都道府県に支部等を置き、人手による非効率な業務運営が継続しており、審査における判断基準の明確化や統一性の確保が十分でない。平成34年度に向けて保険料等の負担が限界に近づく中、皆保険制度維持のためには、ICTを活用した業務の効率化や合理化を徹底し、審査における判断基準の明確化や統一性の確保に向けた改革を加速させる必要がある。

そのため、支払基金の審査の在り方について引き続き検討し、以下の規制改革項目を取りまとめた。

新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携

【a:基本設計については平成30年措置、開発については平成31年度までに措置、総合試験については平成32年秋までに措置、b:平成32年度までに措置】

平成29年6月、支払基金の新コンピュータシステムが満たすべき要件について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」（以下「計画工程表」という。）に盛り込むことが規制改革実施計画として閣議決定された。同年7月に公表された「計画工程表」には、それぞれの要件がおおむね盛り込まれているものの、それらが新システムにおいて実現するか継続的に確認するためにも、新システム稼働まで引き続き内閣情報通信政策監（政府CIO）との連携が必要である。

したがって、支払基金のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。

- a 以下の要件が新システムで実現されているか確認するため、今後の開発プロセス（基本設計、開発、総合試験）の各段階において、政府CIOと連携しながら推進する。
 - ・支払基金が担う、（ ）レセプトの受付、（ ）受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、（ ）審査、（ ）それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。
 - ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式（インターフェース）を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。
 - ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の

- 分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。
- ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。
 - ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。
 - ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに設置されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。また、最適な情報技術を有効活用し、審査の効率化を推進すること。
 - ・新システムの維持費用は、できる限り効率化を図るとともにセキュリティ対策を強化すること。
- b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。

新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示

【平成 30 年措置】

新システム開発について、「計画工程表」等にプロセスが記載されているものの、定量的な目標については記載がなく、改革のゴールが分かりにくいとの指摘がある。

したがって、新コンピュータシステムに係る投資対効果について、試算を国民に分かりやすく開示する。

支部の最大限の集約化・統合化の実現

【平成 30 年検討・結論、平成 31 年措置】

支部の集約化・統合化については、平成 29 年 6 月、年内に結論を得ることが規制改革実施計画として閣議決定されたにもかかわらず結論が先送りされた。また、平成 30 年 3 月に公表された「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組」では、平成 30 年度に集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等）についてモデル（実証）事業において検証することとされているが、検証の結果どれだけの集約化が図られるか、結論が明確でない。

したがって、今年度を実施するモデル（実証）事業においては、支部の最大限の集約化・統合化を前提に、集約化の在り方（集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等）を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。

審査の一元化に向けた体制の整備

【a:平成 30 年度上期結論・措置、b,c:平成 30 年度検討・結論、

d:平成 30 年度検討開始、平成 31 年度中間報告、平成 32 年度までに結論】

審査の一元化に向けた体制整備については、平成 29 年中に具体的な進め方の結論を得ることが規制改革実施計画(平成 29 年 6 月閣議決定)として閣議決定されたが、具体的な工程が明確になっておらず、審査内容の整合性・客観性を担保する仕組みについても結論が出ていない。

また、「支払基金業務効率化・高度化計画」において、以下の事項については今後の対応とされ、結論が先送りになっている。

- ・ 審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス
- ・ 審査委員会の三者構成の役割と必要性
- ・ 各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性
- ・ 保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方

したがって、審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について、引き続き検討を進め、結論を得る。

- a 各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、具体的な差異の内容を把握するとともに、作業完了までの具体的な工程表を示す。
- b 「データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する」仕組みについて具体的に検討し、結論を得る。
- c 「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。
 - ・ 審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス
 - ・ 審査委員会の三者構成の役割と必要性
- d 「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。
 - ・ 保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方
 - ・ 各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性

手数料体系の見直し

【平成 30 年度検討・結論、平成 31 年までに措置】

支払基金の手数料については、社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)第 26 条において、保険者に提出するレセプトの数を基に算定するとされている。しかし、新システムの導入により、受付・審査・支払のそれぞれがモジュール化され、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みになる以上、これま

での硬直的なコスト負担の仕組みを見直し、各保険者と支払基金との間で、委託した業務や作業に見合った価格を決める民民契約に基づく仕組みに転換すべきではないかとの指摘がある。

したがって、手数料体系の見直しについて、新システムの導入による事務コストの軽減、審査プロセスの見直し、保険者自身によるシステムの利用及び審査プロセスの外部事業者への委託等を踏まえ、法改正を含めて検討し、結論を得る。あわせて、検討結果を踏まえた所要の措置を講ずる。

(8)患者申出療養制度の普及に向けた対応

患者申出療養制度は国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるために、前身の規制改革会議の議論により、平成 27 年に健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）が一部改正され、新たな保険外併用療養制度として創設された制度である。

ところが、平成 30 年 2 月末までに、最終的に既存技術以外の新たな治療法を希望し承認された技術は 4 件にとどまっており、保険適用に向けて評価を行う先進医療と同程度の臨床研究計画書をはじめ、申出に要する資料作成の負担が大きいなどの医療機関側の負担の問題が、その理由の一つとして考えられている。

そのため、患者申出療養制度の更なる活用を促すための方策について検討し、以下の規制改革項目を取りまとめた。

制度の趣旨に沿った運用改善策の検討

【平成 30 年度検討、結論を得次第措置】

患者申出療養は、困難な病気と闘う患者が、従来よりも迅速にその治療を受けられるようにする患者起点の新たな仕組みとして創設された。しかし、患者からの相談に対応する中で患者が新たな治療を希望した場合にあっても、現行の運用では先進医療と同程度の実施計画の作成が求められ、医療機関の実施体制の不備等により「実施困難」と判断された事例もあり、患者の気持ちに寄り添うという制度趣旨から乖離した運用が見られる。

したがって、患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。

制度の周知及び医療機関に向けた支援

【平成 30 年度措置】

患者申出療養制度が利用可能になってから平成 30 年 2 月末までの約 2 年間、相談件数は 91 件、うち既存の先進医療や治験等により対応された件数が 11 件等であり、最終的に既存技術以外の新たな治療法を希望し承認された技術は 4 件にとどまっており、制度の周知が十分でないとの指摘がある。

また、先進医療と同程度の実施計画の作成が求められることもあり、保険収載を主な目的とする従来の評価療養との差別化が図られていないとの指摘がある。

したがって、困難な病気と闘う患者がこれを克服しようとする場合に、選択肢として患者申出療養が適切に認知されるよう、周知方法を検討し、所要の措置を講ずる。

また、従来の評価療養との違いを明確にする観点から、患者が制度を容易に利用できるよう、以下の内容を含めた医療機関に対する具体的な負担軽減策について検討し、所要の措置を講ずる。

- ・ 医療機関に向けたQ & Aを策定し、公表する。
- ・ 臨床研究計画書等の、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、医療機関の負担軽減を図る。
- ・ そのため、医療機関の参考となるよう、既実施された患者申出療養及び既存の先進医療の臨床研究計画書を可能な範囲で提供する等の対応を行う。

(9)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）から 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現、 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）から 新たな保険外併用の仕組みの創設（患者申出療養制度）を今期の重点的フォローアップ事項に選定し、集中的な議論を重ねた。

また、機能性表示食品制度の改善、新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直しについても、それぞれ制度の運用状況や改革の実行に向けた検討状況を確認した。

介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

訪問介護サービスや通所介護サービスの現場において、介護保険内・外サービスの柔軟な組合せが適切に行われるよう、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすいルール（ガイドライン）の整備に向けて、フォローアップを行った。平成 29 年度検討・結論となっていた諸項目については、「介護保険サービスと保険外サービスの組合せ等に関する調査研究事業報告書」が、公表されており、今後はその運用を注視するとともに、残りの規制改革項目についてフォローアップを継続する。

社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

本件に係る規制改革項目のうち、今年度はコンピュータシステム構築の進捗状況をヒアリングしつつ規制改革項目の実施状況について審議を行ったところ、全般的かつ重要な課題が未解決であることが明らかになった。そこで、それら残された課題に対する迅速かつ確実な検討と施策の実現に向け、新たな規制改革項目を本答申に盛り込んだ。

新たな保険外併用の仕組みの創設（患者申出療養制度）

患者申出療養制度は、前身の規制改革会議の議論により、平成 27 年に健康保険法

が一部改正され、新たな保険外併用療養制度として創設された制度であるが、患者が最終的に既存技術以外の新たな治療法を希望し承認された技術は平成 30 年 2 月末時点で 4 件にとどまっている。そこで、患者申出療養制度の更なる活用を促すための方策について検討し、新たな規制改革項目として本答申に盛り込んだ。

4 . 保育・雇用分野

(1) 今期の重要課題

今期は「日本で学ぶ留学生の就職率向上」、「大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し」について規制改革に取り組み、具体的な規制改革項目を取りまとめた。

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

近隣アジア諸国での給与水準が急速に高まる中、高度人材の重要な供給源である外国人留学生を、我が国に留めることは喫緊の課題となっている。留学生のうち約 6 割が国内企業への就職を希望するものの³、実際に就職に至る割合は全体の約 3 割に過ぎない⁴。このため、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)では留学生就職率を全体の 5 割に上げるとの目標が掲げられ、取組が進められている。

日本企業独自の採用慣行の下で、留学生の就職率を高めるのは容易ではない。世界的に人材獲得競争が激化する中で留学生の就職率 5 割の目標を達成するには、留学生の実態を踏まえた制度の見直し、また企業と留学生双方の各種手続の簡素化等が不可欠である。

政府においては、大学・大学院(以下「大学」という。)留学生が就職しやすく、また能力を発揮しやすい環境をつくるために、以下の措置を講ずべきである。

在留資格の変更手続の透明化・簡素化

【a,b,c:平成 30 年度措置、d:平成 31 年度措置】

留学生は就職する際に、就職先の職務に該当する在留資格に変更する必要があるが、多くは「技術・人文知識・国際業務」への変更を求める。法務省は許可条件として、大学での専攻と職務の関連性を柔軟に判断しているが、他方で、資格変更の不許可理由の説明に丁寧さを欠くとの指摘がなされることもある。また変更手続の際、採用企業の規模が小さいほど多くの添付書類が求められる。

したがって、

- a 在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査及び分析し、留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドラインの許可・不許可事例の充実を図り、周知を徹底する。
- b 在留申請が許可されない場合、処分の理由及びその根拠となる事実を通知書に、

³ 日本学生支援機構「平成 27 年度私費外国人留学生生活実態調査」

⁴ 日本学生支援機構「平成 28 年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

より具体的かつ適正に記載することを、地方入国管理官署に徹底する。

- c 地方入国管理官署の窓口混雑緩和のため、オンライン申請手続の一部を開始する。
- d 採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、一定の条件を満たす場合（例：在留資格変更手続を行う「留学生就職促進プログラム」での修了生の就職する企業が、当該プログラムにおいて参画企業として3年度にわたり積極的に活動している場合）は、在留資格変更手続を行う際、規模が大きい企業と同様の、提出書類の添付義務の緩和を受けられるようにする。

就職インセンティブと定着率を高めるための高度人材ポイント制の活用

【a:平成31年度措置、b:平成30年度措置】

高度外国人材の活用のため、学歴や年収などの項目ごとに付与されたポイントが合計70点に達すれば、出入国管理上の優遇措置（在留期間の長期化、家族の帯同や就労、手続の優先処理等）が与えられる。

ポイント特別加算の対象となる「法務大臣が告示で定める大学」の卒業生の場合、上記の優遇措置が与えられる可能性は高い。しかし本邦の大学のうち、「法務大臣が告示で定める大学」は13校に過ぎない上に、都市部の大学が中心である。特に優れた留学生の国内就職と定着を促すという観点から、また企業の採用を促すためにも、高度人材ポイント制による入国管理上の優遇制度を拡充することが重要である。

したがって、

- a ポイント特別加算の対象になる本邦の「法務大臣が告示で定める大学」の対象範囲を拡大するために、対象大学の範囲を定める法務省告示を改正する。
- b 高度人材ポイント制が留学生の就職において積極活用されるよう、留学生及び企業への周知を徹底する。

起業要件の見直し

【a:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b:特例の実施状況を踏まえて検討開始、結論】

起業のために必要な「経営・管理」の在留資格を取得するためには、2名以上の常勤職員の雇用、又は資本金若しくは出資金の総額が500万円以上の事業規模要件を満たす必要がある。外国人起業家の受入れ促進のため、現在でも、地方自治体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において当該地方自治体が事業所に係る経費を負担する場合は、資本金又は出資金のうち最大200万円まで考慮する取扱いがなされており、また、今後更なる特例の創設が予定されているが、当該特例については、地方自治体の認定が条件となっている。

したがって、

- a 「経営・管理」の在留資格を取得するために必要な資本金又は出資金500万円のうち、地方自治体が申請人の代わりに負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮する特例について、起業支援を行う大学が負担する場合につ

いても特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。

- b 国と地方自治体の適正な管理・支援の下で行う起業活動に新たな在留資格を与える特例について、大学が支援する場合も特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。

インターンシップの積極活用

【平成 30 年度検討・結論・措置】

留学生・企業双方の相互理解を深める場として、インターンシップは有効である。しかし、法務省のホームページでは、無給と有給の場合におけるインターンシップの参加条件の違いが明確に記述されておらず、インターンシップは卒業間際の学生にしか認められないとの情報が広く認識されている。

したがって、

- a 無給のインターンシップにおいては、対象者・対象活動に制約がなく参加できること、また、有給インターンシップにおいても、週 28 時間以内である限り、資格外活動（いわゆるアルバイト）の包括許可の範囲内とみなされ、対象者・対象活動（ただし、風俗営業店舗等での活動を除く。）に制約がなく、個別の届出不要で参加できることの周知を徹底する。
- b 週 28 時間を超える有給インターンシップにおいては、単位を修得するために必要な実習等である場合や専攻科目と密接な関係がある場合等には、最終学年に限らずとも参加が認められることの周知を徹底する。

就労のための日本語能力の強化

【a:平成 30 年度検討、平成 31 年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b,c:平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置】

日本で就労し活躍するためには、業務遂行上支障のないレベルの日本語能力が求められる。ビジネスで使用する日本語能力を強化する教育環境を充実することが重要である。

したがって、

- a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。
- b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果（ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか）を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。
- c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。

地方における就職支援の強化

【a:平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度措置、
b:平成 30 年度検討・結論、平成 31 年度以降順次措置、
c:平成 30 年度検討・結論・措置】

約 7 割の留学生が東京以外の地方大学で学んでいることから、地方における就職支援が求められている。

したがって、

- a 東京圏から地方への人の流れづくりに取り組み、地方自治体が行う担い手確保の施策について、留学生を含む東京圏の人材の受入れに積極的な企業の掘り起こしや、人材の円滑なマッチング等を支援する。
- b 地方に居住する留学生と企業との更なるマッチング推進のため、ハローワークの外国人雇用サービスセンターの増設など、公的な就職相談支援体制を強化する。
- c 企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する。

(3)保育分野の規制改革

政府は待機児童解消に向けてあらゆる政策を講じているが、依然として都市部を中心に待機児童問題は存在する。都市部においては園庭を持たない保育施設も増えており、公園での外遊びや散歩などの園外への移動における子供の安全確保には、細心の注意が求められる。また、待機児童の主要原因に保育士不足があり、資格を持ちながら保育に従事していない潜在保育士に活躍してもらうために、保育の現場での負担軽減策が求められている。

大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し

【平成 30 年度検討開始、平成 31 年度中に結論、結論を得次第速やかに措置】

現在、日本国内の保育所等では、複数の幼児を乗せることができる大型の乳母車が広く使用されている。大型乳母車は、複数人の幼児の体重との合計重量が 80～100kg ほどになる。そのため、大型乳母車に人の力を補助する駆動補助機を付けることで、保育士の負担軽減につながるばかりか、最高速度の制御や自動ブレーキ機能により保育士と搭乗幼児の事故防止対策にもなり得るとの指摘がある。

現行制度において、「小児用の車」を通行させている者については、歩行者として扱われるが、駆動補助機が付いていない乳母車については、歩道通行の可能な「小児用の車」として扱われるための特段の基準はない。一方、駆動補助機付乳母車が歩道通行の可能な「小児用の車」として扱われるには、「駆動補助機付乳母車の取扱いについて」(平成 27 年 1 月 27 日警察庁交通局交通企画課長通達)で示された基準(長さ 120cm、幅 70cm、高さ 109cm を超えないこと等)を満たす必要があり、この基準を満たさない場合、小児用の車として扱われず、車道の通行が義務付けられる。

「駆動補助機付乳母車の取扱いについて」で示されている基準は、歩道上を通行する他の交通主体（歩行者等）の交通の安全と円滑を阻害しないようにするという観点から示されたものであるが、同基準は、法令に根拠を持ち、かつその用法が類似する原動機を用いる歩行補助車（いわゆる手押し車）等の基準を踏まえて示されたという側面がある。近年、同基準を超える大型の駆動補助機付乳母車が保育に有用な製品として提案されていることを踏まえ、同基準の在り方について検討する必要がある。

政府の最重要政策の一つである待機児童解消に向けた課題として、子供の安全確保と保育士の労働環境の改善は重要であり、一刻も早い当該規制の見直しが求められる。

したがって、駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる。

(4) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

過去の規制改革実施計画に盛り込まれた「ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」、「法定休暇付与の早期化」、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」をフォローアップ事項とし、厚生労働省から検討状況についてヒアリングを行った。

ジョブ型正社員の雇用ルールの確立

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に記載された「ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」と、労働政策研究・研修機構による「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」の調査結果を踏まえ、まずは、多様な正社員の普及・拡大に向けた施策が進められていることから、今後も、引き続きフォローアップを行っていく。

法定休暇付与の早期化

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に記載された「法定休暇付与の早期化」を踏まえ、平成 29 年 9 月 27 日に「労働時間等設定改善指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）が改正され、いずれも平成 29 年 10 月 1 日から適用されている。

年次有給休暇の付与の状況（平成 29 年 4 月時点）については、「平成 29 年度『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」において把握された一方で、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、今後検討していくとされていることから、今後も、引き続きフォローアップを行っていく。

労使双方が納得する雇用終了の在り方

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月閣議決定）に記載された「労使双方が納得する雇用終了の在り方」を踏まえ、平成 27 年 10 月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が設置され、20 回にわたり、既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働関係紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策、及び解雇無効時における金銭救済制度の在り方について議論がなされ、平成 29 年 5 月に報告書が取りまとめられたところである。報告書の結果を受け、今後は、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場が設けられ、検討を継続することとされていることから、今後も、引き続きフォローアップを行っていく。

5．投資等分野

(1) 今期の重要課題

今期は、「電波制度改革」、「放送を巡る規制改革」、「エネルギー分野の規制改革」、「官民データ活用と電子政府化の徹底」、「金融・資金調達に関する規制改革」を重点分野として取り組んだ。「電波制度改革」の成果は第 2 次答申のとおりである。なお、「官民データ活用の推進に関する意見」（平成 30 年 4 月 24 日）と「エネルギー分野の規制改革に関する意見」（平成 30 年 5 月 18 日）を、投資等分野に関する会議の意見として発出している。

(2) 放送を巡る規制改革（背景と視点）

Society 5.0 に向けて、新たな電波利用のニーズは飛躍的に拡大する。希少な資源であり、国民共有の財産である電波を最大限有効に活用することが、これからの我が国の経済成長の鍵となる。このため、第 2 次答申では電波制度改革として、割当・利用状況の見える化、帯域確保に向けた対応、割当てに関わる制度の見直し、経済的価値をより一層反映した電波利用料の見直しにつき、規制改革項目を取りまとめた。その際、放送用の帯域の有効利用については、4 K・8 K の導入、通信と放送の更なる融合が進展していく中、放送事業の未来像も見据え、更に検討を深めることとしていた。

技術革新と、通信と放送の更なる融合は、放送事業の未来像を描く上で大変重要な要素である。通信での動画配信は飛躍的に拡大しており、さらに今後、5 G の実現に伴い、大きな変革が見込まれる。その中で、映像コンテンツの流通は国境を越え、従来の通信・放送・コンテンツといった事業区分の枠を超え、国際競争の時代を迎えている。

こうした新たな環境において、国民、さらに世界の視聴者は、これまで以上に多様な映像コンテンツを自由に楽しみ、知りたい情報を得られるようになる。4 K・8 K だけでなく、A R (Augmented Reality)・V R (Virtual Reality) など映像コンテンツの未来は大きく広がっている。これは、放送事業者ひいては日本経済にとっても大きなチャンスである。技術革新と人材面での我が国の強みを活かし、新たな成長戦略を描くことが可能である。特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を核に、世界の注目が集まり、映像コンテンツが拡充するこの 2 年間で飛躍の時となり得る。

ただ、放送事業の未来像を見通す上では、事業環境と制作現場両面で課題がある。

事業環境面では、現状でも、若年層のテレビ離れは進み、今後、その世代の構成率が年々増加する。我が国にも参入している海外OTT（Over The Top）事業者は、前提となる環境に差はあるものの、米国などでは既に放送サービスとの激しい競争が起こっている。このような状況に対応するため、放送波だけを前提に、国内市場に閉じて組み立てられた伝統的なビジネスモデルの更なる発展が必要になってきている。

とりわけローカル局を取り巻く事業環境の変化に留意が必要である。少子高齢化の進展により人口減少が地方で特に進む中で、ローカル局が地域に根差した情報の取材・発信主体として更に機能を発揮し、地方発の優れたコンテンツを発信し続けられるかは、大きな課題である。

制作現場にも課題がある。放送事業者と制作会社等の取引関係、労働環境などの課題は長年問題とされ取組が行われてきたが、いまだ十分改善したとは言えない。また、著作権等の権利処理に関わる課題も残され、コンテンツの更なる展開に際しての課題となっている。

これらの課題の解決は、新たな成長戦略を描く上での前提となる。これまで、我が国の放送事業者は高品質な映像コンテンツを制作してきた。課題解決が的確になされなければ、そのコンテンツが出口を失うことにもなりかねない。国民に多様で良質なコンテンツを提供し、国民の知る権利の充足などの社会的機能を維持・発展させていくために、最新の技術革新に対応し、資金力や人材をよりオープンに求め、新規参入を受け入れ、国際競争力を高めてグローバルに事業を展開し、新たなビジネスモデルを構築していく必要がある。また、制作現場が最大限力を発揮できる環境を整える必要がある。

会議が考える放送事業の未来像は、以上の課題を解決し、より多様で良質なコンテンツを国民に、更に海外の視聴者にも提供するとともに、国民の知る権利の充足などを通じて、健全な民主主義の基盤として社会的な機能を放送事業者が十全に果たしていく姿である。技術革新、通信と放送の更なる融合、グローバルな競争といった新たな環境は、ピンチではなく、成長に向けた大きなチャンスになり得る。

国民共有の財産である電波を有効活用するためにも、放送事業が直面する課題克服の道筋を一刻も早く示し、確たる放送事業の未来像に向けて歩みを始める必要がある。

(3)放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築

【a:平成30年度中に措置、b:引き続き検討を進め、早期に結論を得る、
c:(5) bに後掲、d:平成30年度中に開始、
e:平成30年度検討開始、平成31年度までに結論、
f:平成30年度中に検討・結論】

インターネット技術の進展により、見る人からすればテレビと類似の配信が可能となっている中において、テレビ番組のインターネット同時配信は避けて通ることので

きない課題である。その際、ネット配信の共通のプラットフォームを設けることは、視聴者の利便性を高め、また、各社それぞれのハブとして相乗的な効果拡大も期待できる。

さらに、通信と放送の更なる融合、AR・VRなどの最新の技術、国内外の環境に対応した事業展開を可能にするため、通信・放送の枠を超えて、新たなプラットフォーム・配信基盤⁵を利用可能にする環境整備が必要である。

したがって、インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。

- a NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。
- b NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。
- c 同時配信に係る著作権等処理の円滑化（(5) bに後掲）
- d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官（放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等）が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。
- e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。
- f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。

新規参入の促進

【a,b:平成31年度中に措置、c:平成30年度中に検討・一定の結論】

新たなビジネスモデルの構築を目指す上で、これまでの放送事業者だけでなく、他業態などから新たに参入する事業者への期待は大きい。

したがって、放送事業への新規参入を促進する。このため、(3) eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。

- a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。
- b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競

⁵ ここでの「新たなプラットフォーム・配信基盤」とは、通信網・放送波の配信方式を問わず（新たな技術への対応も含め）、既存の放送事業者や新規参入者を含む多様な事業者が、映像コンテンツの配信事業のために利用できる、プラットフォームないし配信基盤を指す。

争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。

- c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。

ローカル局の経営基盤の在り方の検討

【平成30年度中に検討開始、平成31年央に中間的なとりまとめ、平成31年度中に結論】

人口が減少する中、ローカル局が地方の情報発信機能を担い続けるためには、キー局との縦系列だけではなく、圏域内と圏域外の横系列での連携も必要であると考えられる。実際、平成22年放送法改正では、ソフトとハードの分離が可能とされた。また、認定放送持株会社制度により、ローカル局などの資本提携の道も開かれた。

他方、通信と放送の更なる融合が進む中、ローカル局においても、地域を越え、更にグローバルにコンテンツを展開し、新たな成長戦略を描くことは可能である。現に一部のローカル局では、大きな成功を収めている例もある。もとよりローカル局の経営判断に負うところが大きいですが、地方発の多様な情報を維持することは民主主義の基盤として不可欠であり、その観点から、官民で連携して、未来の絵姿を描く必要がある。

したがって、通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。

放送事業者の経営ガバナンスの確保

【平成30年度中に検討・結論・措置】

放送事業者が長期的に企業価値を向上させ、安定した収益力を持つためには、ガバナンスの確保が必要である。とりわけ放送事業者は、国民共有の財産である電波を利用し、民主主義の基盤としての機能など社会的な機能を果たすことが今後とも求められる。そのためには、強固な経営のガバナンスが必要である。

したがって、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。

(4)放送を巡る規制改革（グローバル展開、コンテンツの有効活用）

NHK国際部門の充実・抜本強化

【平成30年度中に検討・結論】

世界に向けての情報発信を通して、日本の魅力を向上させ、日本のプレゼンスを高めることはNHKの極めて重要な役割である。現在でも国際放送を行っているが改善の余地は大きい。今後、放送事業者がグローバル展開を行うに当たっての先導役としても、NHKの国際部門の強化が必要である。

したがって、NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。

放送コンテンツの海外展開の支援

【a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施、

d:平成31年通常国会までに法案提出、e:平成30年度早期に措置】

日本のコンテンツは海外において高く評価されており、Japan Expoは数十万人規模の観客が来場するなど日本のコンテンツの根強い人気が見える。一方で、その人気は収益として必ずしも還元されているとは言えず、放送コンテンツの潜在的な競争力を更に活かしていく必要がある。また、インターネット上で国境を越えた形で違法コンテンツが拡散することによって、我が国のコンテンツ事業者にとって非常に大きな逸失利益が生じているとも考えられ、海賊版対策については更に支援を含めて強化していく必要がある。コンテンツ産業は訪日観光客の増加や地域産品の販路開拓など他分野の産業への波及効果も高く、また魅力的なコンテンツは日本に対するイメージ向上にも寄与し、経済・外交の両面からも極めて重要である。

実際、ローカル局でこうした海外展開にいち早く取り組み成功している例がある。今後の通信・放送の更なる融合等の中で、ローカル局にとっても大きなチャンスがある。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、我が国への注目度が高まるこの機会に、官民一体となって更に取り組む必要がある。

したがって、放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。

- a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。
- b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。
- c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。
- d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。
- e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、

関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。

- f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。
- g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。

NHKアーカイブの活用

【平成 30 年度中に設置し、平成 31 年度中に結論を得る】

NHK は公共放送であり、国民等の受信料で支えられていることを踏まえ、NHK が過去に制作したコンテンツは国民の貴重な財産であり、有効活用が必要である。

したがって、一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。

(5)放送を巡る規制改革（制作現場が最大限力を発揮できる環境整備）

制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善

【a:平成 30 年度早期に措置、b:平成 30 年度中に実施、
c,d:平成 30 年度中に検討を開始し、平成 31 年度上期に結論、
e,f:平成 30 年上半期以降継続的に実施、
g:全般的な検討は平成 30 年度以降。

放送制作現場に係る整理・分析・検討は平成 31 年上期までに結論】

制作現場の問題は、従来からの課題とされてきたが、いまだに解決していない。優越的地位を背景とした放送コンテンツ制作取引上の不当な行為などの問題は、過去に何度も問題とされ、総務省によるガイドラインの整備や公正取引委員会の調査などが行われてきた。しかし、現実は大きく改善していない。ここ数年、放送事業を取り巻く環境が厳しい中で、制作会社にとって価格交渉が従来以上に厳しくなっているとの声もある。テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書（平成 27 年 7 月 29 日公正取引委員会）によれば、制作会社が制作した番組に関する著作権の無償譲渡や二次利用に伴う収益の不配分などについて、優越的地位の濫用規制上問題となり得る事例も指摘されている。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）に抵触するおそれのある事例も散見されるとの指摘もあるが、関係機関による法執行の実績は乏しい。取引に関し、様々な関係者が関わっていることや、取引の内容が多様であることも、問題が長年解決しない要因と考え

られる。

また、取引の発注・受注側を問わず、制作現場における過重な労働環境の問題も指摘される。月末1週間の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は、全業種平均7.7%に対し、放送業では12.5%、映像・音声・文字情報制作業では14.3%にのぼる⁶。雇用形態以外のフリーランスのクリエイター、ディレクターなどが同じ現場で入り混じって働く実態も、問題を複雑化している。

したがって、制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。

- a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（第5版。平成29年7月21日）フォローアップ調査等による実態調査）を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情（外注に際しての価格交渉の実情を含む。）を明らかにする。
- b 制作現場での働き方について、実態調査（メディア業界へのアンケート調査による実態調査）を行う。
- c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定（法的措置を含む。）に取り組む。
- d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」（受発注双方の業界団体等で構成）で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備（苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。）の必要性を検討する。
- e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。
- f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。
- g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。

⁶ 総務省平成29年「労働力調査」による。

コンテンツ流通の推進

【a:平成 30 年度中に検討開始し、平成 31 年度結論・措置、
b:平成 30 年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。

著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成 31 年度措置】

同じ番組をリアルタイムにテレビでもパソコンでもスマートフォンでも見られるようにするなど、視聴者が最新の技術を最大限活用して多様なコンテンツを視聴できるようにするために、著作権等処理に係るコンテンツ流通推進が課題である。権利情報の集約、権利処理、収益分配のそれぞれのシステムに関する議論は、これまで文化庁などで長年議論され、対応がなされてきた。しかし、海外では、ブロックチェーン技術、A I 技術などを活用して、従来の管理における課題を解決する実務が広がりつつあり、我が国における通信・放送融合時代のコンテンツ流通促進に向けた新たなニーズや課題にも迅速に対応していく必要がある。

したがって、コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。

- a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとった改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、A I 技術を活用した海外実務を参考にする。
- b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。

(6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)

電波の有効活用

【平成 30 年度検討開始し、平成 31 年度上期に中間取りまとめ】

第 2 次答申において、電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充するとされている。また、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などにつき、イノベーション創出の観点等から行う提案募集なども含め、検討を行う、とされている。

したがって、放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況

の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。

新たなC A S機能の今後の在り方の検討

【a:平成30年度上期速やかに実施、b:平成30年内速やかに実施】

本年12月より開始される新4K・8K衛星放送の実用放送に向けて、限定受信のための機能、いわゆる新C A S機能(C A S: Conditional Access System)の詳細が決まりつつある。現在は、視聴者がテレビにICカード(B - C A Sカード)を差し込むことで、B S・地上デジタル放送等を視聴する仕組みになっているが、新C A Sでは、ICチップが用いられることになっている。新C A Sについては、議論の過程が不透明であるなど、現時点でいくつかの問題が指摘されている。また、新C A Sは、スクランブル解除機能、契約者識別機能等を有するが、これらの機能の在り方は今後とも検討が必要である。

したがって、通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。

- a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新C A S機能について、十分に消費者に情報提供を行う。
- b 新C A S機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなC A S機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。

その他

【平成31年内に実施】

会議においては、本年2月7日以来投資等ワーキング・グループを中心に21回にわたって、有識者、事業者、関係府省等から幅広く説明を聴取するなど議論を行った。放送事業の未来像や取り巻く国内外の環境変化に関する見方には様々なものがあり、提起された改革に関する意見も、ビジネスそのものの在り方から、放送法、著作権法等の規制制度の在り方まで、広範にわたった。会議では、特定の課題や特定の規制事項に絞って議論は行わなかったが、放送を取り巻く変化が劇的であり、その変化に対応していく必要があることが指摘されてきた。

したがって、総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現

する観点から、これまで会議に出された意見⁷も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。

(7) エネルギー分野の規制改革（電力先物市場の在り方）

電力・ガスの自由化は、第二次安倍内閣発足以降になされた重要な岩盤規制改革の一つである。その現状と課題について検証を行った。

そのうち、電力システムは、広域的運営推進機関の設立から小売全面自由化を経て、平成 32 年に予定される発送電分離まで、スケジュールに沿って改革が行われている。卸市場活性化など競争促進のための取組も進められてきたが、価格メカニズムが機能する競争的市場の実現にはまだ課題がある。

残された重要な課題の一つが、電力先物市場の創設である。電力先物は、自由化に伴う価格変動リスクに対応するために欠かせない。このため、電力システム改革がスタートした平成 27 年から上場についての議論が行われ、既に具体的な検討もなされている。しかし、公正・透明な価格形成の機能を持ち、市場参加者の信頼を得る先物市場にするには、それにふさわしい取引所が必須である。

以上を踏まえ、電力先物市場の在り方について検討を行い、これらの検討の成果を取りまとめた。

電力先物市場の在り方の再検討

【直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が
適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置】

電力先物市場の創設は、電力システム改革を実現させるための重要な要素であり、同改革を成功させる観点から、電力先物市場の在り方を検討すべきである。電力先物市場では、電力会社などの巨大なプレイヤーが参加し、1 件当たりの取引も大規模になることが見込まれるが、資本力、人的資源、経験等の面からみて、現在具体的な検討に着手している東京商品取引所が単独で、信頼性が高く、市場参加者にとって使いやすい市場を形成するには課題が多いと言わざるを得ない。また、電力会社の内部情報を用いたインサイダー取引のおそれなど、他の商品先物市場に比べ、不公正取引への対応も重要である。これらが実現されず、また取引関係者の十分な理解を得られないまま、拙速に電力先物を上場させるべきではない。

したがって、公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不公正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。

⁷ 規制改革推進会議第 28、33、34 回及び同投資等ワーキング・グループ第 14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38 回資料及び議事録参照。

(8) エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）

(7)に記載のとおり、電力・ガスの自由化は、第二次安倍内閣発足以降になされた重要な岩盤規制改革の一つである。その現状と課題について検証を行った。

そのうち、ガスシステムは、平成 29 年 4 月に都市ガスの小売全面自由化が行われたものの、家庭向けに供給する新規事業者は 18 社（平成 30 年 3 月末。参入予定を含む。）他社へのスイッチング率は 3 %（平成 30 年 2 月まで）など、いまだその成果は限定的である。競争促進のための取組は不十分なものととどまっており、今後のスケジュールも決められていない。都市ガスは、供給区域が国土の約 6 %（全世帯の約 67 %）を占めるに過ぎないことや、ごく少数の大手企業と多数の中小企業からなる市場であることなど、電力とは市場構造が大きく異なる。また、ガス漏れが引き起こす事故の大きさから、保安面で新規参入のハードルが高くなるという難しさもある。

しかし、一段の競争促進のために取り組むべき課題は多い。利用者がガスシステム改革の恩恵を享受するために、取組を加速する必要がある。ガス料金の低廉化のみならず、電力とガスの組合せ、ガスと他のサービスとの組合せなど、多様なエネルギー関連サービスを享受できるよう、早急に具体策を検討し、電力と歩調を合わせたシステム改革を行うべきである。

以上を踏まえ、ガスシステムに関して、ガス小売市場における競争促進の取組について検討を行い、これらの検討の成果を取りまとめた。

ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）

【直ちに検討開始、平成 31 年度までに調査・論点整理の上、平成 32 年度結論を目指す】

我が国では「標準熱量制」が採用され、LNG に LPG を添加して熱量を調整したガスでなければ、一般ガス導管事業者の導管に流通させることができない。また、一般ガス導管事業者以外の者による導管網の整備も一定の範囲に制限されている。これらの結果、LNG を輸入して都市ガスの小売供給を行う事業者にとっては、熱量調整設備の確保が実質的な参入要件、参入障壁となっている。

一方、欧州各国や韓国など諸外国では、一定の範囲（バンド）内の熱量で都市ガスを供給することができる「熱量バンド制」が採用されている。現行の標準熱量制をやめ、熱量バンド制に移行すれば、小売事業者の新規参入を促すだけでなく、熱量調整に要する費用が軽減し、ガス料金の引下げにつながる可能性がある。また、熱量が異なる導管でも広域的に接続しやすくなり、地域間の競争が促進される。工業炉など一部の需要家のためにガス全体の熱量調整をするのは無駄であり、不公平であるとの指摘がある。

したがって、現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNG の市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。

ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）

【平成 30 年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置】

一括受ガスについては、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）上、保安上の課題やスイッチング制約、託送料金負担の公平性などを理由に認められていない。

しかし実際には、一括受ガスの形態による需給は相当数存在しており、保安上の支障も、料金面での苦情も報告されていない。他方、L P ガスや電力では同様の供給形態が許容されており、保安上の課題は現行の保安水準が維持されるようなルールを定めればよい。また、スイッチング制約は電力の場合も同様であり、託送料金負担は一括受ガスを含めた新ルールを策定すればよいことである。

一括受ガスが認められることで、サービスの多様化が進み、託送料金以外の部分でコスト引下げの努力が行われるなど、小売間競争の促進が期待される。

したがって、一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。

ガス小売市場における競争促進（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）

【平成 30 年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置】

L N G を輸入し、ガスを卸供給する事業者は、巨額の設定を必要とすることなどから一部の大手事業者に限られており、現在は新規参入者への卸供給はほとんどなされていない。

こうした状況下でガス卸市場を活性化し、小売間競争を促進するためには、ガス卸市場の支配的事業者等に対して卸供給を促すための強い措置が必要である。取引所取引を含め、支配的事業者等が自社の小売部門に販売するものと同水準の価格で卸供給を行い（内外無差別）、新規参入者を含めて希望する小売事業者が卸供給を受けられるようになれば、小売市場全体の競争が促進される。

したがって、ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。

ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）

【平成 30 年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置】

都市ガスの託送料金は、一般ガス導管事業者が託送供給約款を定め、電力・ガス取引監視等委員会の審査を経た上で、経済産業大臣の認可を受けることとされている。

電力の託送料金は、個別審査に加え、他社に比べて著しく非効率な場合には削減を

求めるヤードスティック的な方式も組み合わせて用いられている。ガスについても、電気と同様に個別審査とヤードスティック的な方式を組み合わせる手法を小売自由化前から採用していたが、小売自由化の際に多くの費目についてヤードスティック方式のみで査定を行ったことにより、託送料金は非効率な温存されたとの指摘、小売単価に占める託送料金の割合が過度に高いエリアでは新規参入が実質的に困難であるとの指摘がある。

したがって、小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。

ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）

【平成 30 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置】

ガスシステム改革において、需要家の敷地内の導管（内管）の定期点検・緊急保安については、保安を安定的に維持するために、一般ガス導管事業者に保安責任を課すこととされた。一般ガス導管事業者から検査会社等に委託される場合も少なくないが、その場合、事業者間での競争メカニズムは働いておらず、託送料金の一部であるにもかかわらず、効率化が進んでいない。

また、ガス事業法上、ガス工作物の施設の変更にはガス事業者の承諾が必要とされており、一般ガス導管事業者が内管のガス工事を行う工事店を承認する仕組みが設けられている。内管工事の工事金額や使用材料などは一般ガス導管事業者により指定されるため、指定工事店の間で価格差が生じず、競争メカニズムが働いていない。

したがって、内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。

ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）

【a:平成 30 年度検討開始、平成 31 年度結論、
b:平成 30 年度検討・結論・措置、c:平成 30 年度措置】

ガスシステム改革において、LNG基地の第三者利用が制度化され、一定のLNG基地については、ガスを受託製造する際の約款の届出や、LNGタンクの容量等の公表が義務付けられた。また、「その他のLNG基地」についても、「適正なガス取引についての指針」（平成 29 年 2 月 6 日公正取引委員会・経済産業省）において、利用要領の策定や情報の公開等を行うことが望ましいとされた。

しかし、現状では、基地に関する情報開示が不十分であり、利用者側は事業予見性を持ちにくい。また、地方都市でタンクローリーによる卸受けをするなど「その他L

ＬＮＧ基地」を利用した新規参入の機会も限定されている。

今後、ガス供給への新規参入、調達や配送の大口化・効率化、中国等とのトレーディングの増加などによってＬＮＧ基地の第三者による利用ニーズは高まると見込まれる。このため、基地の新設のみならず、既存基地の余力を活用して稼働率を高め、第三者利用を促進していく必要がある。

したがって、ＬＮＧ基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるＬＮＧ基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。
- b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。
- c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。

ガス小売市場における競争促進（ガス保安規制の整合化）

【平成 30 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置】

簡易な設備で発生させたガスを導管により利用者に供給する事業のうち、供給先が 70 戸未満の場合には「ＬＰガス販売事業」として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。)による登録制が、供給先が 70 戸以上の場合には「簡易ガス事業」としてガス事業法による登録制がとられている。

ガス事業法と液化石油ガス法の保安規制には例えば火気設備との距離が異なるなどの相違があるが、多くの簡易ガス事業者がＬＰガス販売事業も行っており、両方の規定への対応が負担となっているとの指摘がある。

したがって、事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法と液化石油ガス法の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。

(9)官民データ活用と電子政府化の徹底

Society 5.0 に向けて、データ活用は成長戦略の最重要課題の一つである。様々な公的機関や民間の事業者などが保有するデータを集め、分析・解析し活用することが、これからの社会で競争力を高めるための源泉となる。官民データ活用推進基本法(平成 28 年法律第 103 号)が制定され、その体制整備がなされたが、具体的課題はまだ多く残されている。今期の会議では、そのうち喫緊に取り組む必要性の高い課題を扱った。

第一に、地方自治体の保有するデータの活用である。個人データを集めて活用するための法整備はこれまでに進められ、平成 29 年春から匿名加工情報などの新たなルールが施行された。しかし、これまでにルール整備がなされたのは、民間事業者の保有する個人データ(個人情報保護法改正による匿名加工情報)と、国の行政機関等の保有する個人データ(行政機関個人情報保護法等改正による非識別加工情報)である。地方自治体の保有する個人データについては、従来、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例

で扱われてきた経緯を踏まえ、条例による対応に委ねられた。この問題は前期の会議でも扱い、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に「当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性」についても検討することなどが盛り込まれた。しかし、その後の総務省での検討は不十分と評価せざるを得ず、改めて道筋を示すことが必要である。

第二に、政府の諸手続におけるデータ活用の徹底である。その基礎となるのがマイナンバー制度である。マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として、国民の利便性向上などをもたらすことが期待されるが、現時点ではまだ利便性が十分に発現していない。また、産業界においてマイナンバーを含む個人情報を取り扱う際に講ずべき安全管理措置の内容等について正しい理解が得られていない、複数の制度が組み合わされているマイナンバー制度は国民から見て分かりにくい、などの指摘があり、問題の所在の整理が必要である。

また、税務手続・社会保険手続におけるデジタル化とデータ活用の推進も大きな課題である。とりわけ、年末調整、確定申告、住民税特別徴収などについては、企業・国民の負担軽減への期待が高く、早急な取組が求められる。

上記の視点を踏まえ、検討を行い、検討の成果を取りまとめた。

地方自治体の保有するデータの活用

【工程の明確化は平成 30 年度上期措置。

平成 30 年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成 31 年度措置】

官民が保有する様々なデータの活用は成長戦略における最重要課題であり、迅速にルール整備を行う必要がある。国・民間が保有するデータについては、個人情報を加工して活用するためのルール整備が行われてきた。しかし、地方自治体が保有するデータについては、課題が残っている。現状では、ルール整備が各地方自治体に委ねられており、このまま進めば条例の内容や運用、整備時期に差異が生じ、全体としてデータの活用が阻害されるおそれがある。

そこで、会議は、第 1 次答申において、地方自治体における非識別加工情報の加工や活用について、統合的なルール整備がなされるよう、立法措置による解決の可能性を含む検討等について提言し、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に盛り込まれた。

これを受け、総務省では有識者検討会において検討がなされ、本年 4 月に報告書（地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会報告書）が取りまとめられた。当該報告書では、地方自治体から個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する「作成組織」等について検討を進める必要があるが、検討の前提として、地方自治体の非識別加工情報の活用事例の把握や個人情報保護条例の見直し等への支援を行う必要があるとされた。

多くの地方自治体においては、条例整備が検討されており、このまま進めば、会議が指摘したような、地方自治体ごとの「差異の解消が困難となる可能性」が現実化し

かねない。

したがって、地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(ガイドライン、Q & A等の発信)

【平成30年度検討・結論・措置】

個人番号を含む個人情報は「特定個人情報」と定義され、特定個人情報に関しては、収集・保管・提供等について、一部、通常の個人情報に比べて厳格な取扱いを求められる部分はあるものの、講じなければならない安全管理措置の内容等については大きな差異はないところである。この点、特定個人情報の収集・保管・提供等につき、事業者等の一部において、正しい理解が得られていないなどの理由から、本来求められている以上に厳格な管理が必要であるとの誤った認識の下、特定個人情報の管理負担が非常に重いという実感をもたらしているとの指摘がある。

したがって、特定個人情報の適正な取扱いに関する事業者等の理解を深めるため、以下の各事項を含めたガイドライン、Q & A等の発信について、関係者の意見等を踏まえて検討し、実施する。

- ・ 特定個人情報の取扱いと個人情報の取扱いの間の共通部分及び差異を示している既存の資料について、より分かりやすくした資料を発信すること。
- ・ ガイドラインについて加工可能なデータ形式でウェブサイトで提供するとともに、Q & Aについて検索性を向上させること。

マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(周知活動)

【平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置】

マイナンバー制度は公平・公正な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化を目的とするものであり、デジタル社会の基盤となることが期待されるものであるが、複数の異なる制度が組み合わせられており、国民から見て分かりにくく、そのことがマイナンバー制度に対する不安や誤解を解消することの障害になっているとの指摘がある。

したがって、マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナポータルの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。

マイナンバー制度の利活用促進（ロードマップの策定）

【平成 32 年結論・措置】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 6 条第 1 項には、平成 27 年 10 月の法施行後 3 年（平成 30 年 10 月）を目途とした見直しが規定されているが、かかるタイミングでの措置に限らず、デジタル社会の基盤となることが期待されるマイナンバー制度の持つ能力を十分に発揮させるためには、幅広い取組が必要であると考えられる。

したがって、国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、平成 33 年以降のロードマップを策定し、公表する。

マイナンバー制度の利活用促進（利活用促進のための個別措置）

【a:平成 30 年度結論、b:平成 30 年度検討開始、平成 31 年度結論、
c:平成 31 年結論・措置】

マイナンバー制度は我が国のデジタル社会の基盤となることが期待される。マイナンバー制度の利活用を促進するためには、事業者等からの要望等も踏まえ、マイナンバー制度の利活用に向けた制度の整備が重要である。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 「日本再興戦略改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019 年通常国会を目途に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。
- b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。
- c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン（Android 端末・iOS 端末）での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。

所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成 30 年度措置】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられているところであるが、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、ICT の一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）において年末調整手続の電子化を推進することとされた。これを踏まえ平成 30 年度税制改正等において所要の措置が講じられたが、規制改革実施計画記載事項のうち、団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化を着実

に進めるためには、更に検討を進める必要がある。

したがって、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者（保険会社、雇用者等）の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される平成 32 年 10 月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う。

住民税の特別徴収税額通知の電子化等

【a:平成 30 年度上期措置、b:平成 30 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）では、住民税の特別徴収税額通知について、特別徴収義務者用の電子交付推進支援と、納税義務者用の従業員への交付に係る電子化に向けた検討などが定められた。これを受けて特別徴収義務者用の電子交付を推進するため、市区町村に対する助言などの措置が講じられ、一方納税義務者用については、eLTAX により送付する仕組みの結論が取りまとめられたが、電子化を着実に進めるためには、更に検討を加速する必要がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、eLTAX を利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。
- b 住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村における eLTAX を利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。

所得税の確定申告手続の電子化の推進

【平成 30 年度以降順次検討、平成 32 年度までに結論、結論を得次第速やかに措置】

確定申告手続のうち、多くの納税者が利用する医療費控除やふるさと納税の申告手続について、一層電子化・簡便化を図り、納税者の利便性向上を実現すべきとの指摘がある。

したがって、医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Tax への自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。

所得税の扶養是正事務における国・地方の連携強化等

【平成 30 年度検討・結論】

年末調整における扶養控除等の適用に誤りがあった場合については、市区町村から税務署に提供された適用誤りに関する情報を踏まえ、税務署が雇用者に是正通知を行

っており、是正通知の件数は年間 10 数万件程度である。しかし、市区町村から税務署への情報提供は書面による場合が多いほか、提供される情報項目にばらつきもある。また、雇用者から従業員に対し是正内容を伝えた際に従業員の理解・協力が得られず、雇用者において円滑に是正を行うことが困難な場合もある。このため、地方から国への情報提供の電子化を一層進めるとともに、従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるようにすべき等の指摘がある。

したがって、扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。

(10) 金融・資金調達に関する規制改革

我が国の成長戦略における長年の課題が、新規創業の拡大である。欧米諸国と比べ開業率が低いことが指摘され続けている。大きな要因が資金調達にあることも古くから指摘され、多くの取組がなされてきた。しかし、いまだに課題が解決したとは言えない。

このため、今期の会議では、債権譲渡による資金調達、クラウドファンディングに関して、資金調達の円滑化・多様化を図る観点で検討を行い、一定の結論を得た。ただ、これ以外にも、成長企業へのリスクマネー供給拡大、とりわけ研究開発型ベンチャーの IPO（新規上場）促進・IPO後の資金調達環境の改善など、課題は多く残されている。会議において引き続き、これら課題の検討を行うこととしたい。

また、新たな技術革新が進む中で、規制の枠組みが追いついていない事例は様々な分野で生じている。金融もその一つであり、フィンテックなどの進展に伴い、縦割りの業法体系など、従来の規制の在り方そのものが課題とされている。会議において、こうした問題提起もなされたが、今期は十分に取り上げることができなかった。引き続き、こうした課題も検討することとしたい。

譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知

【改正債権法施行まで継続的に措置】

平成 32 年春に施行予定の民法（明治 29 年法律第 89 号）の債権関係の改正（以下「改正債権法」という。）では、中小企業等による売掛債権等を活用した資金調達の妨げになると指摘されてきた規定を改正し、当事者（債権を発生させる契約の債権者・債務者）間で債権の譲渡を制限する特約（以下「譲渡制限特約」という。）を締結したとしても、債権を譲渡することは可能とし、債務者にとって弁済先を固定する効力だけが残るものとした。

しかし、譲渡制限特約が付された債権を譲渡した結果、債務者との関係で特約に違反したことを理由に契約を解除されるおそれや、今後の取引を打ち切られるおそれなどがあるため、中小企業等の債権譲渡による資金調達が阻害される可能性がある。

したがって、中小企業等の資金調達の円滑化を図った改正債権法の趣旨を踏まえ、

債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。

- ・譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。
- ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。

資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行形成に関する取組

- 【a:平成 30 年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置、
b:平成 30 年検討・結論、改正債権法施行まで継続的に措置、
c:改正債権法施行まで継続的に措置、
d:平成 30 年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置】

改正債権法の下では、譲渡制限特約が付されていても、資金調達目的での譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打切りの原因とはならないと解釈される。しかし、当該契約においてそれが明確になっていなければ、中小企業等は債権譲渡による資金調達に踏み切れない可能性がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款（公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）及び（乙）並びに建設工事標準下請契約約款）に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打切りの原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。
- b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務慣行の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。
 - ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。
 - ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。
- c 下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準（昭和 46 年通商産業省告示第 82 号）において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていること等を周知する。
- d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと、さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打切

り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、A B L (Asset Based Lending) の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめか、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。

譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組

【a:改正債権法施行までに検討・結論・措置、
b:改正債権法施行までに検討・結論・措置】

改正債権法の下でも、譲渡制限特約が付された債権の譲渡が形式的には当事者(債権を発生させる契約の債権者・債務者)間の特約違反とも解釈し得ることが、金融機関が債権を譲り受けて中小企業等に資金を供給するに当たっての障害になる可能性があるため、その障害を取り除く必要がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が負い得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受け、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをすることについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。
- b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成 30 年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。

クラウドファンディングに係る規制改革

【平成 30 年度検討・結論・措置】

クラウドファンディングは、新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組みである。

このうち、融資型クラウドファンディング(貸付型クラウドファンディング、P2P レンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。)においては、資金の出し手(投資家)に係る貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に基づく貸金業登録の要否は、投資家が貸付けの実行判断を行っているかどうかによって判断されている。貸付の実行判断の有無を見極める上で、規制当局においては制度の運用上、借り手を特定することができる情報が明示されていないこと(匿名化)と、複数の借り手に対して資金を供給するスキームであること(複数化)が考慮の一要素となり得るとされているが、実態としては、これら「匿名化」及び「複数化」の要素のみが強調されており、投資家が貸金業法上の貸付主体とはならないことを担保するためにプラットフォーム運営者が投資家に対して借り手の特定につながる情報を明示することを控え、また、

複数化されたファンドへの投資の勧誘しかできていない。かかる状況は、投資家保護につながらず、むしろ、不適切な融資を行うファンドへの投資を防止できないとの意見がある。市場の健全な成長のためには、プラットフォーム運営者が提供するサービスの果たす機能に着目し、事業の実態や制度の趣旨等に即して、新たな方策を検討する必要がある。

一方、株式型クラウドファンディングについては、規制改革実施計画（平成 25 年 6 月閣議決定）を踏まえた金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の改正などにより、平成 27 年 5 月から我が国でも実施可能となり、平成 29 年度以降活用事案が出るなど、新規・成長企業等の新たな資金調達手段の一つとして注目が高まっている。発行総額（1 億円）及び投資家 1 人当たりの投資額（50 万円）の上限の在り方について、資金調達方法として活用するに当たりネックとなっている事例があるとの指摘や、これまでの活用状況を踏まえれば現時点での見直しの検討は適切ではないとの意見があった。いずれにせよ、非公開株式の募集における投資家保護の確保を図りつつ、成長企業に対するリスクマネー供給の円滑化を図っていく必要がある。

したがって、融資型クラウドファンディングに関して、借り手の匿名化・複数化が必須ではないことを前提として、提供される金融サービスの果たす機能に即し、融資型クラウドファンディングのプラットフォームを運営する事業者、投資家、登録行政庁などの関係者の意見も聴取しつつ、金融商品取引法上の投資家保護と貸金業法上の借り手保護を図る観点を踏まえ、投資家に個別の貸金業登録を不要とするため従来の考慮の一要素とされてきた匿名化・複数化と並存する運用上の新たな方策を、借り手の属性なども含めて検討する。その際、実態として貸金業法上の具体的な懸念が発生していないとの指摘もあったことから、同法上の考慮が必要となる場合をできるだけ明確化し、適切な方法で公表する。

中小企業向けの信用保証制度の農業分野への利用拡大

【平成 30 年度検討・結論】

現在、農業分野は中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の対象外とされており、商工業者が農業を実施する際の事業資金については、国家戦略特区（アグリ特区）を除き、中小企業向けの信用保証制度を利用することができない。これに対しては、商工業者からすれば、中小企業向けの信用保証制度及び農業信用保証保険制度を併用しなければならないのは煩雑であり、分かりにくい制度となっているとの指摘がある。

したがって、農業の 6 次産業化や商工業者の農業分野での取組等を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証制度の利用を可能とすることについて、地域のニーズを踏まえつつ、関係機関と検討し、結論を得る。

(11)確定拠出年金に関する規制改革

確定拠出年金は、公的年金とあいまって国民の高齢期の所得確保を図るための年金制度である。公的年金の中長期的な給付調整が行われる見込みであるところ、平成 29 年 1 月から、原則、全ての国民が確定拠出年金に加入できるようになり、その重要性は一層高まっている。こうした中、加入者のニーズに応え利便性の向上を図る観点から、加入者資格喪失年齢の引上げや金融機関職員の兼務規制の緩和と、同制度の普及・拡大に資する方策について検討を行い、検討の成果を取りまとめた。

個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ

【平成 30 年度検討準備開始、準備でき次第検討、
施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論】

確定拠出年金は、公的年金とあいまって国民の高齢期の所得確保を図るための年金制度である。確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）において、個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢（掛金を拠出できる年齢の上限）は 60 歳と定められている。また、高齢社会対策大綱（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）において「希望者全員がその意欲と能力に応じて 65 歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る」とされていることから、個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げを検討すべきである。

したがって、個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を 65 歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）附則第 2 条に定められた施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論を得る。

企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し

【平成 30 年度検討準備開始、準備でき次第検討、
施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論】

確定拠出年金法において、企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢は原則 60 歳であり、規約で定めることで、60 歳前に勤務している事業所と同一の事業所に継続して雇用される者については、65 歳まで加入者資格喪失年齢を引き上げることができる。65 歳までの雇用の確保のため、60 歳以降は同一企業グループ内に転籍するケースは珍しくないが、現行制度では転籍者は掛金の拠出を継続できないこととなり、企業の実態と合っていないとの指摘もある。

したがって、企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60 歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第 2 条に定められた施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論を得る。

兼務規制の緩和

【平成 30 年度検討・結論】

確定拠出年金制度では、銀行・証券・生命保険・損害保険などの金融機関が、運営管理業務を事業主（企業型）又は国民年金基金連合会（個人型）から受託し、加入者等に対する運用関連業務（運用の方法の選定・加入者等に対する提示・当該運用の方法に係る情報提供）を行っており、利益相反のおそれから、金融機関の営業職員が運用関連業務を行うことは禁止されている。このため、金融機関の窓口では、運用関連業務専任の職員が行うのでない限り個人型確定拠出年金の加入者等（加入者及び加入希望者）に対して運用の方法に係る説明を行うことができないこととなっている。

したがって、金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報の提供をすることを可能にする。

兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化

【平成 30 年度検討・結論】

のとおり金融機関の営業職員による運用の方法に係る情報提供を可能とする場合、営業職員に許容される活動の範囲を明確にする必要がある。

したがって、金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供を行うことを可能とすることと併せ、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示す。

私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討

【平成 30 年度に検討準備としての論点整理を開始、

施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論】

確定拠出年金は、公的年金とあいまって国民の高齢期の所得確保を図るための年金制度として位置付けられている。加入者の増加や高齢期の年金所得の増加のための方策を検討することは、公的年金の補完としての役割を果たすために重要である。一方で、長期にわたる加入過程における様々な事態が生じ得る可能性を考慮した中途脱退（脱退一時金の支給）の取扱いや、資産運用経験が少ない個人にとっての選択肢として、手数料水準も考慮した投資一任契約の取扱いの可否なども含めて、海外の事例も参考に、加入者の視点に立った方策を検討することが必要である。

したがって、私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第 2 条に定められた施行後 5 年（平成 34 年 1 月）を目途とした見直しまでに結論を得る。

(12) その他民間事業者等の要望に応える規制改革

高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備

【a:速やかに措置、

b:改正法の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る、

c:改正法施行後、速やかに措置】

平成 30 年通常国会で一部改正が成立した著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）により、高等学校の遠隔教育を含め学校その他の非営利教育機関における授業のための公衆送信について、補償金の支払いを条件として権利者の許諾なく行うことが可能となる。その結果、改正法の施行後は、同時双方向型の遠隔授業のための公衆送信は補償金の対象となり、遠隔合同授業のための公衆送信や対面授業のための紙での複製は引き続き補償金が不要となる。すなわち、こうした制度上の差異のある法律が国会で成立している。一方で、制度上の差異が残ることについて、投資等ワーキング・グループにおいて、文部科学省と全 8 回の議論を重ね、遠隔教育の推進の障害とならないようにすべきとの議論を行ってきたところであり、その点、改正法の成立後においても、引き続き注視していく必要がある。

したがって、著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。

- a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。
- b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異が ICT 教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。
- c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。

技適未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和

【a,b:平成 30 年度検討・結論・措置】

第 4 次産業革命の時代を迎え、IoT 無線機器や AI 技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、様々な技術を持つ事業者によるオープンイノベーションの重要性がますます高まっている。

各国においては、電波の混信等を防止する観点より、無線設備は当該国の技術基準に適合する必要がある。我が国でも、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）において、無線設備は同法に定める技術基準に適合することが求められており、それを担保する手段として無線局の免許制度や技術基準適合証明制度が設けられている。しかし、現行制度では手続に時間を要するケースもあることから、国内での迅速な検証・実証を行えず、結果として、製品開発やサービス展開の遅れにつながってしまう場合もあるという意見があった。

また、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）により、訪日観光客等が日本国内に持ち込む Wi-Fi 端末や Bluetooth 端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から 90 日以内に限り可能となっていることを踏まえれば、研究開発等の利用に伴うリスクは、訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクに比べ、少ないと考えられるという意見があった。

したがって、海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進

する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。
- b 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠した Wi-Fi、Bluetooth、Zigbee などを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。

クリーニング所の面積基準等に係る条例での規定に関する実態調査と公表

【平成30年度措置】

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づき、営業者がクリーニング所を設置する際、都道府県等が定める条例に基づき様々な規制を設けている場合には当該規定に基づく措置を講じなければならない。このうち、クリーニング所の設置に係る面積基準等の規定については条例で制定している地方自治体と制定していない地方自治体が混在していることから、広域で事業を展開する事業者にとっては、経済効率性の観点で障害になっている。もとよりクリーニング業法が求める公衆衛生の観点から、条例での規定にばらつきがあるのは問題があるではないのかとの指摘がある。

したがって、クリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例での規定に関して、具体的な規制内容の実態調査を行い、取りまとめ、公表することにより、地方自治体が、他の地方自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備する。なお、必要に応じて追加調査を行う。

廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外

【a:平成30年度検討・結論、結論に応じて速やかに措置、

b:平成30年度検討開始、平成32年度結論、結論に応じて速やかに措置】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者は、発行済株式総額の5%を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者を変更したときは、30日以内に当該変更を都道府県知事に届け出なければならない。ここで、届出義務者が上場企業の場合には、資金の運用管理を目的とする法人株主が存在し、その持分比率は株価によって変動することから、5%以上を占める株主や出資者が頻繁に変化する。このような要因による変化を逐一届け出る負担が大きいことを踏まえれば、上場企業においては、当該法人株主を届出義務の対象から除外することを検討すべきである。

したがって、産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者における発行済株式総額の5%を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の届出義務の対象に係る、資金の運用管理を目的とする法人株主の取扱いについて、以下を実施する。

- a 上場企業である産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、信託銀行が株主となっている場合を、届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。
- b a以外の資金の運用管理のみを目的とした法人株主を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。

犯罪収益移転防止法による法人の本人確認書類の追加

【平成30年度検討・結論】

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）では、取引時確認における法人の本人確認書類として一定の登記事項証明書が認められているが、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものは認められていない。これに対し、登記情報提供サービスにより取得された登記情報については、利用者が申請した時点において登記所が保有する登記情報と同一の情報であり、法務局で登記事項証明書を取得する場合と変わらないことから、手続の利便性等の観点から、取引時確認における法人の本人確認書類に追加すべきとの指摘がある。

したがって、法人の取引時確認の方法について、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものが本人確認書類として十分に証明力を有するか否かを検討し、結論を得る。

犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和

【平成30年度検討開始、平成31年度結論】

貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社が100%出資SPC（Special-Purpose Company）である子会社に対して金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき簡素な顧客管理が許容される取引とはされていないため、当該子会社について取引時確認を行わなければならない。これに対しては、SPC向け親子ローンについては、ハイリスク取引や疑わしい取引に該当することはないと考えられることから、事務効率の観点から取引時確認の対象外とすべきとの指摘がある。

したがって、貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。

犯罪収益移転防止法による店頭商品デリバティブ取引に係る取引時確認の見直し

【平成 30 年度検討・結論】

犯罪による収益の移転防止に関する法律において、商品先物取引業者は、店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされている。他方、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引等のうち、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該特定通信手段を介して決済の指示等が行われる取引については、簡素な顧客管理を行うことが認められている。

これに対しては、店頭商品デリバティブ取引についても、特定事業者等との間で当該特定通信手段を介して決済の指示等が行われる場合には、簡素な顧客管理を行うことを許容すべきとの指摘がある。

したがって、店頭商品デリバティブ取引のうち、特定通信手段を利用する取引に関し、簡素な顧客管理を行うことを許容することについて、これまで行ってきた特定通信手段を利用した取引の実態等を踏まえた検討を基に、結論を得る。

金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和

【平成 30 年度検討・結論】

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づき、金融商品取引業者等が広告等を行うときは、当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会の名称等を表示しなければならない。これに対しては、当該広告等に係る業務を所管していない協会を記載する必要性は乏しく、所管する協会を記載することで足りることとすべきとの指摘がある。

したがって、金融商品取引業者等による広告等について、当該広告等に係る業務を所管する加入協会を記載することで足りることとすることを検討し、結論を得る。

貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和

【平成 30 年度検討・結論】

銀行の自己資本比率の算定上、事業法人等に係る信用リスク（貸出先等の債務不履行リスク）の算定に当たっては、貸出等の残存期間について原則として 1 年に満たない取引は 1 年として計測するという下限が適用されるが、我が国では、貿易関連取引においては「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」が当該下限の適用対象外とされている。かかる取扱いは、欧米の規制に比して、当該下限の適用対象外とする貿易関連取引の範囲が狭いため、我が国の銀行は外国銀行と比べて過大な信用リスクを算定している可能性がある。このため、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」については、偶発債務かどうかにかかわらず、当該下限の適用対象外とすべきとの指摘がある。

したがって、事業法人等に係る信用リスクの算定に当たっては、偶発債務かどうかにかかわらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を 1 年の下限の適用対象外と

することについて、バーゼル規制に係る国際合意（平成 29 年 12 月）及び貿易関連取引の実態を踏まえて検討し、結論を得る。

厚生年金における 70 歳以上被用者該当・不該当届等の簡素化

【平成 30 年度検討・結論】

厚生年金における 70 歳以上被用者該当・不該当届については、適用事業所の事業主等が 70 歳以上の者を新たに雇用したとき、又は被保険者を 70 歳到達後も継続して雇用したときに年金事務所に届け出ることとされている。これに対しては、当該届出を始めとする年金関係の届出については、退職日や誕生日の前日を資格取得日、資格喪失日として記載する書類などが多いが、退職日や誕生日を記載すればその前日は自明であるところ、記載欄等を合理化すべきとの指摘がある。

したがって、適用事業者の事業主等の負担軽減の観点から、70 歳以上被用者該当・不該当届の様式の変更等について、手続の簡素化等の措置を検討し、結論を得る。

確定給付企業年金に係る積立上限額の報告の簡素化

【平成 30 年度検討・結論】

確定給付企業年金については、積立金が積立上限額を上回る場合には、その超過額に応じて掛金を下げるか、又は停止しなければならないとされている。これに対しては、加入者が存在しない制度や、新規加入が停止しており加入者の将来期間に係る給付の伸びが停止している制度のように控除すべき掛金が存在しない場合には、積立上限額の算定及び報告は不要であるとの指摘がある。

したがって、確定給付企業年金に係る積立上限額の算定及び報告について、控除すべき掛金が存在しない場合には不要とすることを検討し、結論を得る。

認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化

【平成 30 年度検討・結論】

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき、認定経営革新等支援機関は、代表者氏名や事務所所在地等に変更があったときは当該変更を主務大臣に届け出なければならない。これに対し、認定経営革新等支援機関である金融機関は、各設立根拠法等に基づき、所管省庁に対し当該変更の届出を別途行っており、事務負担の軽減等の観点から、こうした重複的な行政手続について簡素化を検討すべきとの指摘がある。

したがって、認定経営革新等支援機関における重複的な行政手続について簡素化を検討し、結論を得る。

高压ガス製造事業者による定期自主検査の猶予期間の設定

【平成 30 年度検討・結論】

高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）等に基づき、高压ガス製造事業者は、

保安のための定期自主検査を1年に1回以上実施することが義務付けられている。これに対しては、工事業者の確保が困難な中、工期の集中による工事コストの上昇等が生じており、業界全体で工期の分散化が図れるよう、定期自主検査について一定の猶予期間を設けるべきとの指摘がある。

したがって、高圧ガス製造事業者による定期自主検査について一定の猶予期間を設けることを検討し、結論を得る。

行政書士が発行する領収書の様式の見直し

【平成30年度検討・結論】

行政書士は依頼人から報酬を受けたときは、行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づき、日本行政書士会連合会の定める様式により領収書を作成し、依頼人に交付しなければならないが、IT化の進展や業務の効率化の観点から、当該様式の指定を廃止すべきとの指摘がある。

したがって、行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の可否も含めて見直しを検討し、結論を得る。

(13) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項

投資等ワーキング・グループにおいては、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）から、税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、IT時代の遠隔教育を期初に重点的フォローアップ項目に選定したほか、同計画のうち官民データ活用（特に地方自治体等の保有するデータの活用）、日影規制の見直しについても重点的にフォローアップに取り組んだ。

税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

税関係事務のIT化・ワンストップ化の実施に向けた検討状況について、財務省・総務省からヒアリングを行い、団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化や住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子化等を着実に進めるため、関連する事項を今期の規制改革項目として盛り込んだ（(9) 参照）。

社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化の実施に向けた検討状況については、行政手続部会において厚生労働省からヒアリングを行い、「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」を取りまとめた。引き続き行政手続部会と連携の上フォローアップを行う。

IT時代の遠隔教育

(12) 高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備を参照。

官民データ活用

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底を参照。

日影規制の見直し

規制等の実態調査を踏まえた日影規制の見直しに関する検討状況について、国土交通省からヒアリングを行い、事例等を周知するという対応方針が示されたことに対して、実態調査の結果を明らかにすることも求めた。これらについて同省の取組を確認していく必要がある。

6. その他重要課題

(1) 今期の重要課題

各府省横断的な課題や、全体的に取り組むべき重要課題については、委員全員が参画する本会議で議論を行うこととしている。今期は、「インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革」、「地方における規制改革」の2点を主なテーマとして審議を行った。

第一のテーマである「インバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革」については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本全体のインバウンドの増加につながるとともに、我が国の魅力を国内外に発信する貴重な機会である。インバウンド受入れ体制を一層充実させるとともに、ライフスタイルや価値観の多様化が進む国民の幅広いニーズに応え、関連する様々なイベント等を含めた東京オリンピック・パラリンピックの成功へつなげるため、規制改革は重要である。

以上の視点から、新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革、民泊サービスにおける規制改革、プロジェクションマッピング(以下「PM」という。)に係る屋外広告物規制の見直し、について検討を行った。

第二のテーマである「地方における規制改革」については、地方自治体の間において手続上の書式・様式が異なることは、地方自治体の区域を越えて広域的に活動を行う事業者にとって負担となる。このため、規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に従い、このような書式・様式について、「地方における規制改革タスクフォース」を設置し、事業者の負担の軽減に向けて実効性のある改善方策を講じるための議論を行った。

(2) 新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革

新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革については、タクシー事業者による新しいサービス実現のため、旅客運送・貨物運送の規制の在り方について検討を行った。タクシー業界は、社会的課題に応えるための様々な取組を、業界を挙げて進めているが、運転手不足という深刻な供給制約を抱える中で、個々人がもつ多種多様なニーズに応えることが必要であり、このニーズに対応するためには、現在の基本的な規制の構造にこだわることなく、ICTを活用した効率的なサービスを実現することが必要であり、その実現はタクシー業界の成長に資するものである。今後更に検討を深めていくことが重要である。

多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現

【平成 30 年度検討開始・平成 31 年度結論】

過疎化等を背景とした地域における公共交通基盤の脆弱化、高齢化等を背景とした利用者層の構造変化、さらには、海外からの旅行客の増加や東京オリンピック・パラリンピックへの対応など、タクシーサービスに関連する社会的課題が広がりを見せている。現在、タクシー事業者においては、これらの様々な社会的課題を認識し、業界を挙げて取り組み、実証実験も含めた挑戦が続けられている。例えば、「相乗り運賃」や「事前確定運賃」等の新しい運賃制度の実証実験が進められ、また、過疎地等の地域住民の日常生活の足となる「乗合タクシー」などによる交通不便地域の大幅な減少も進められている。

これらの取組の多くは、公共交通の一翼を担う業界の高い意識に支えられた活動であるが、運転手不足などの厳しい現実に直面する中で、企業としての収益を犠牲にし、あるいは、国や地方自治体の支援を得ることで試みられているという側面は否めず、幅広い利用者が求める多様なタクシーサービスを実現していくという意味では、持続性と裾野の広がりには課題がある。

運行管理等に ICT を利用することが可能になり、多くの人が通信機器を活用するようになった今、自家用有償運送も含めた地域交通のあり方を根本から再検討し、個々のニーズにきめ細かく応えるべくタクシー事業者の創意工夫を可能とすることが、産業としてのタクシー業界の飛躍のために、そして、高齢者、来日旅行客等の様々な人々が移動のストレスから解放される環境を創り上げる上で、必要である。

したがって、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し導入を目指す。利用者のニーズや地域交通機関の課題を整理し、ICT を積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討し、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめる。

救援タクシー事業の明確化

【a:平成 30 年度検討開始・平成 30 年度結論、
b:平成 30 年度検討開始・平成 31 年度結論】

タクシー事業の無線化が普及したことにより、その機動性に着目した「救援タクシー事業」が「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成元年 6 月 29 日運輸省地域交通局自動車業務課長通達)により認められている。買い物代行、病院の代理受付等だけでなく、ペットの運送や忘れ物のお届けといった貨物運送に類似したサービスも、タクシー事業の妨げにならない範囲で行われている。一方で、EC(Electronic Commerce)サイトの普及等に伴い、貨物運送への需要は年々上昇しているところであり、貨物運送の運転手不足の一助として救援タクシー活用の要望もあるものの、「社

会通念上貨物運送行為」とみなされるものについては通達において認められておらず、実現には至っていない。

しかしながら、貨物運送需要の増加のみならず、利用者のニーズも多様化しており、例えば鍵、書類、研究資材等の重要な物品を早急に届けるといったサービス需要に対し、現行では十分に応えられていないという指摘もある。貨物運送事業の人手不足、利用者ニーズの多様化、ICTの普及によるマッチングなど、平成元年時点と状況は変化してきており、また、貨物運送に外観的に類似しているようにも見える救援タクシーが幾つかのタクシー事業者で実態として行われる場合があることから、考え方を整理することが必要である。

したがって、

- a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。
- b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。

(3)民泊サービスにおける規制改革

【a,b:措置済み（平成 30 年度以降も継続的に実施） c,d:平成 30 年度措置】

国内外からの観光需要の増加に応えるため、民泊サービスを振興していくことは重要であり、既存の旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく民泊とは別の法制度として、平成 30 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に基づく民泊（以下「住宅宿泊事業」という。）が開始される。

住宅宿泊事業法においては、人を宿泊させることができる日数の上限は年間 180 日とされているが、「住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することが特に必要である区域・期間を指定して実施を制限することができる」とする政令に従い、条例によって住宅宿泊事業の実施を制限することができる。

現在、多くの都道府県又は保健所設置市等（以下「都道府県等」という。）において条例が制定されており、住宅宿泊事業の実施が大幅に制限されている都道府県等もある。必要以上の制限は、住宅宿泊事業法の目的を逸脱するものであり、改めるべきである。また、厳しい制限を行うことによって、逆に違法な民泊サービスが行われるリスクも指摘されている。

また、住宅宿泊事業の届出はシステムを利用したオンラインで行われるべきところ、追加的な添付書類の提出や紙での提出を求めている都道府県等もある。手続きの煩雑さが、届出が伸び悩んでいる一因になっているとの指摘もある。

したがって、住宅宿泊事業の振興を図るため、以下の措置を講ずる。

- a 条例による住宅宿泊事業の実施の制限に関して、年間全ての期間において実施を一律に制限すること、都道府県等の全域を一体として一律に制限すること等は、住宅宿泊事業法の目的を逸脱し、政令で定める基準からも適切でないことを、都道府県等に周知徹底し、住宅宿泊事業法の趣旨に沿った実施がされるよう要請する。
また、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域については、政令で定める基準に照らして、合理的に必要と認められる限度を超えて過度の制限となっていないかについて、都道府県等に確認を行い、法律の目的に沿った対応を求める。
- b 住宅宿泊事業の事業者、利用者等が、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域の状況を一覧的に確認できるよう、ホームページにおいて公表する。
- c 住宅宿泊事業に関する手続の簡素化のため、システムを利用したオンラインでの届出を基本とするとともに添付書類の削減に取り組むよう都道府県等に要請する。
- d 違法な民泊サービスの排除、住宅宿泊事業を活用した地域活性化の促進等に取り組むなど、好事例の横展開を進め、地方自治体・地域住民の住宅宿泊事業に対するイメージの改善に努める。

(4) プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し

【a:措置済み（対応を促す部分は平成30年度以降も継続的に実施）、b:措置済み】

PMは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、新たな表現手段として期待が高いが、広告板、広告塔等の有体物である従来の屋外広告物に準じて規制されているため、公共空間での活用が進んでいない。従来の屋外広告物に対する規制は、景観に対する配慮、落下による事故の可能性、道路交通への障害等を理由として行われているが、夜間に映像を投影する無体物であり、性質が全く異なるPMに同様の規制を当てはめることは無理がある。

屋外広告物は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、国土交通省が作成した「屋外広告物条例ガイドライン」（昭和39年3月27日建設省都市局都市総務課長通達）を踏まえ、各地方自治体が制定した条例により規制されており、実施予定のPMが屋外広告物に該当するかを含め、地方自治体が個別に判断しているため、実施主体は、PMを実施できるか、実施の際にいかなる制限がつけられるか等を予測し難い。また、PMを実施するに当たっての申請先も明確にされていない場合が多い。

したがって、PMの実施を推進するため、以下の措置を講ずる。

- a PMは従来の屋外広告物に含まれないことを明確にし、PMにふさわしく、かつ、その実施を促進する必要最小限のルールを早急に定め、地方自治体に通知し、対

応を促す。

- b 事業者がPMを行う際の手続き・窓口等を取りまとめた実施マニュアルを作成し、広く周知する。

(5)地方における規制改革

地方自治体における規制に関しては、第1次答申及び規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）において、地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの又は事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するものが、地方自治体の間において異なることにより、事業者の負担となっているものについて、地方自治体と協議しつつ、その統一などの改善方策を検討し、必要な措置を講ずることとされた。

したがって、複数の地方自治体における手続に係る事業者の負担を軽減するため、別表のとおり、書式等ごと必要な改善方策を講ずる。

(6)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

規制改革実施計画（平成28年6月閣議決定）に記載された「民泊サービスにおける規制改革」について前期に続き重点的フォローアップを行うとともに、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）に記載された「労働基準監督業務の民間活用等」について重点的フォローアップを行った。

民泊サービスにおける規制改革

規制改革実施計画（平成28年6月閣議決定）で決定された規制の枠組みに沿って制定された住宅宿泊事業法については、条例による住宅宿泊事業の実施の制限は最小限かつ例外的とするべきであるとの前期の議論を踏まえ、関係する政省令等を中心にフォローアップを行ったところ、多くの都道府県等において条例が制定され、住宅宿泊事業の実施が大幅に制限される場合もあることから、規制所管府省の見解と対応について確認を行った。

これらを踏まえ、新たに上記(3)を求めることとしたところであるが、法施行後の状況について、引き続きフォローアップを行う。

労働基準監督業務の民間活用等

規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ、民間活用による36協定未届事業場に対する相談指導等業務については、平成29年度にパイロット事業を実施し、必要な予算額を確保するなど、事業実施に向けた準備を進めていること、また、労働基準法（昭和22年法律第49号）違反に対する抑止・是正効果を高める措置としては、全国の労働基準監督署に長時間労働の抑制等を重点とした監督指導を行う「労働時間改善指導・援助チーム（調査・指導班）」を編成したこと等が確認できた。

今後、民間活用による事業の実施状況等について、引き続きフォローアップを行う。

(別表) 地方自治体における書式・様式の改善方策

<p>認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書</p>	<p>施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>平成30年度措置</p>
<p>自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書</p>	<p>a 自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の所有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること ・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること ・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること ・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること <p>について、平成30年中に都道府県警察に通知する。</p> <p>b 自動車保管場所証明申請については、全国统一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助</p>	<p>a:平成30年措置 b,c:平成30年度以降継続的に措置</p>

	<p>言する。</p> <p>c 自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。</p>	
競争入札参加資格審査申請書	<p>競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。</p>	平成30年度検討開始
納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）	<p>競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。</p>	平成30年度検討開始
保険契約照会様式	<p>a 保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。</p> <p>b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。</p>	<p>a: 平成30年度措置</p> <p>b: 標準書式が普及しない場合に平成30年度以降検討</p>
給与等照会様式	<p>給与等照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、とりまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	平成30年度措置

<p>個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等</p>	<p>a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。</p> <p>b 併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。</p>	<p>a:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b:平成30年度以降継続的に措置</p>
<p>自動車税・自動車取得税の申告書</p>	<p>自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであるが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。</p>	<p>平成30年度以降継続的に措置</p>
<p>事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書</p>	<p>a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p> <p>b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。</p>	<p>a:平成30年度以降継続的に措置</p> <p>b:平成31年10月措置</p>
<p>法人設立等届出書</p>	<p>a 法人設立等の届出（地方税法第317条の2第8項）については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。</p> <p>b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。</p>	<p>a:平成31年9月措置（助言は平成30年度以降継続的に措置）</p> <p>b:平成31年度措置</p>
<p>給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</p>	<p>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第317条の6第2項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第321条の5第3項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p>	<p>平成30年度以降継続的に措置</p>
<p>給与支払報告書（総括表）</p>	<p>給与支払報告書（地方税法第317条の6第1項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に</p>	<p>平成30年度以降継続的に措置</p>

		働きかけを行う。	
特別徴収税額通知書	<p>a 特別徴収税額通知書（地方税法第321条の4第1項 / 特別徴収義務者用）については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</p> <p>b 特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</p>	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	
特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出（地方税法第321条の4第5項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成30年度以降継続的に措置	
危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請（消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	
危険物保安監督者選任届出書	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置	
卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書・薬局開設の変更等届出書	a 卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度措置</p>	

	<p>様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。</p> <p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	
毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書	<p>a 毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第10条）については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。</p> <p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度措置</p>
麻薬小売業者の役員の変更届出書	<p>a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出（麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第3項第7号）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）で規定する。</p> <p>b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載す</p>	<p>a:平成30年度措置（省令で規定することは平成30年度以降速やかに措置）</p> <p>b,c:平成30年度措置</p>

		る。 c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。	
	生活保護の決定・実施に係る照会文書	生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
⑳	指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書	指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
㉑	森林経営計画書	森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電	平成30年度措置

		子データとする。	
⑳	屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書	屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」（平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。	平成30年度上期措置
㉑	道路工事施行承認申請書	道路工事施行承認申請（道路法（昭和27年法律第180号）第24条）については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達）において示されている様式を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
㉒	道路占用許可申請書	道路占用許可申請（道路法第32条第1項）については、平成30年度中に、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定されている様式第5「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
㉓	沿道掘削施行協議書	沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成30年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置

⑳	臨時運行許可申請書	臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項）として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成30年度措置
㉑	産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書	<p>a 産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第10項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p> <p>b 特別管理産業廃棄物処理計画（同法第12条の2第10項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第11項）についても同様とする。</p>	平成30年度措置
㉒	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	<p>a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p> <p>b 併せて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。</p>	<p>a: 平成30年度措置</p> <p>b: 平成30年度以降継続的に措置</p>

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

委員名簿

議長	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
議長代理	金丸 恭文	フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	飯田 泰之	明治大学政治経済学部准教授
	江田 麻季子	世界経済フォーラム日本代表
	古森 重隆	富士フイルムホールディングス代表取締役会長兼CEO
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	野坂 美穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	長谷川 幸洋	ジャーナリスト
	林 いつみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英史	政策工房代表取締役社長
	森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科寄付講座教授
	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
	吉田 晴乃	BTジャパン代表取締役社長

専門委員名簿

行政手続部会

大崎 貞和	野村総合研究所フェロー
川田 順一	JXTGホールディングス取締役副社長執行役員
國領 二郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
佐久間 総一郎	新日鐵住金取締役
田中 良弘	新潟大学法学部准教授
堤 香苗	キャリア・マム代表取締役
濱西 隆男	尚美学園大学総合政策学部教授

農林ワーキング・グループ

青木 亮輔	東京チェーンソーズ代表取締役
齋藤 一志	庄内こめ工房代表取締役
白井 裕子	慶應義塾大学政策・メディア研究科兼環境情報学部准教授
林 雅文	伊万里木材市場代表取締役
藤田 毅	フジタファーム代表取締役
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
三森 かおり	ぶどうばたけ取締役
渡邊 美衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

水産ワーキング・グループ

有路 昌彦	近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
泉澤 宏	泉澤水産代表取締役
下苧坪 之典	ひろの屋代表取締役
中島 昌之	マルハニチロ取締役専務執行役員
花岡 和佳男	シーフードレガシー代表取締役社長
本間 正義	西南学院大学経済学部教授
渡邊 美衡	カゴメ取締役専務執行役員経営企画本部長

医療・介護ワーキング・グループ

川淵 孝一	東京医科歯科大学大学院医療経済学分野教授
土屋 了介	ときわ会顧問
戸田 雄三	富士フイルム取締役 副社長・C T O
森田 朗	津田塾大学総合政策学部教授

保育・雇用ワーキング・グループ

池本 美香	日本総合研究所主任研究員
島田 陽一	早稲田大学副総長

投資等ワーキング・グループ

角川 歴彦	KADOKAWA取締役会長
村上 文洋	三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部主任研究員

ワーキング・グループ等の構成員

ワーキング・グループ等	構成員					
行政手続部会	高橋 滋 安念 潤 江田 麻季子 野坂 美穂 林 いづみ 原 英史	部会長 部会長代理 委員 委員 委員 委員	大崎 貞和 川田 順一 國領 二郎 佐久間 総一郎 田中 良弘 堤 香苗 濱 西隆男	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員		
農林ワーキング・グループ	飯田 泰之 長谷川 幸洋 林 いづみ 吉田 晴乃	座長 座長代理 委員 委員	青木 亮輔 齋藤 一志 白井 裕子 林 雅文 藤田 毅 本間 正義 三森 かおり 渡 邊美衡	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員		
水産ワーキング・グループ	野坂 美穂 原 英史 長谷川 幸洋 林 いづみ	座長 座長代理 委員 委員	有路 昌彦 泉 澤宏 下苧坪 之典 中島 昌之 花岡 和佳男 本間 正義 渡 邊美衡	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員		
医療・介護 ワーキング・グループ	林 いづみ 森下 竜一 江田 麻季子 野坂 美穂	座長 座長代理 委員 委員	川 渕 孝一 土屋 了介 戸田 雄三 森田 朗	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員		
保育・雇用 ワーキング・グループ	安念 潤司 森下 竜一 飯田 泰之 八代 尚宏	座長 座長代理 委員 委員	池本 美香 島田 陽一	専門委員 専門委員		
投資等ワーキング・グループ	原 英史 吉田 晴乃 飯田 泰之 森下 竜一 八代 尚宏	座長 座長代理 委員 委員 委員	角川 歴彦 村上 文洋	専門委員 専門委員		
地方における規制改革 タスクフォース	八代 尚宏 高橋 滋	主査 主査代理	田中 良弘 濱 西隆男	専門委員 専門委員		

規制改革推進会議及びワーキング・グループ等の審議経過

規制改革推進会議

第 19 回	H29.7.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革推進会議の進め方について ・ 「規制改革ホットライン」集中受付の実施について
第 20 回	H29.9.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革ホットライン」について ・ 当面の重要事項について
第 21 回	H29.10.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告規制の見直しについて ・ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・ 「規制改革ホットライン」について
第 22 回	H29.11.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進のための提言」の事後報告について ・ 保育制度の見直しに係る審議状況について ・ 電波割当制度の改革に係る審議状況について
第 23 回	H29.11.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」について ・ 答申取りまとめ
第 24 回	H29.12.12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告規制の見直しについて ・ 地方における規制改革について ・ 民泊サービスについて
第 25 回	H30.1.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・ 規制改革実施計画のフォローアップについて
第 26 回	H30.2.26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・ 民泊サービスについて ・ 公開ディスカッションの実施について ・ 規制改革ホットラインについて
第 27 回	H30.3.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・ 屋外広告規制の見直しについて ・ 地方における規制改革タスクフォースの設置について
第 28 回	H30.4.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送を巡る規制改革について
第 29 回	H30.4.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けた意見について ・ 「一気通貫の在宅医療」の実現にかかる意見について
第 30 回	H30.4.24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズに応える新たなタクシー等の移送サービス実現について ・ 官民データ活用の推進に関する意見について ・ 行政手続コスト削減に向けて
第 31 回	H30.5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見について ・ オンライン医療の推進に向けた意見について
第 32 回	H30.5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民データ活用の推進に関する意見について ・ エネルギー分野の規制改革に関する意見について

第 33 回	H30.5.25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方における規制改革タスクフォースの取りまとめ結果について ・ 規制改革推進に関する第 3 次答申案について ・ 「規制改革ホットライン」について
第 34 回	H30.6.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申取りまとめ

行政手続部会

第 1 回	H29.8.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続部会の今後の進め方 ・ 重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について ・ 基本計画の概要について
第 2 回	H29.9.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画について関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟 - 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会 - 全国社会保険労務士会連合会
第 3 回	H29.10.27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県における行政手続コスト削減の取組
第 4 回	H29.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認手続の簡素化について
第 5 回	H29.12.22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政への入札・契約に関する手続の簡素化について ・ 関係省庁からのヒアリング（入札・契約に関する手続） <ul style="list-style-type: none"> - 物品・役務（総務省） - 建設工事・測量等（国土交通省） ・ 独立行政法人の入札参加資格審査（物品、役務）について
第 6 回	H30.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について ・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - デジタル・ガバメント実行計画（内閣官房 IT 総合戦略室）
第 7 回	H30.3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札・契約手続の簡素化に関する対応方針について（関係省庁からのヒアリング） <ul style="list-style-type: none"> - 物品・役務 - 建設工事・測量等 ・ その他の確認事項について
第 8 回	H30.5.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度の取組のフォローアップ ・ 行政手続コストの計測結果と削減見通し（確定版）

行政手続部会第 1 検討チーム

第 1 回	H29.9.21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「国税」及び「地方税」
第 2 回	H29.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「社会保険に関する手続」 ・ 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針（案）について
第 3 回	H29.11.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「社会保険に関する手続」 ・ 「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針」に対する各省庁からの回答のとりまとめ

第4回	H30.1.18	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（警察庁、農水省、環境省、経産省）
第5回	H30.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（金融庁、国交省、厚労省）
第6回	H30.2.21	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング - 重点分野「社会保険に関する手続」（厚労省）
第7回	H30.3.15	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（農水省、国交省、厚労省）
第8回	H30.3.27	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁からのヒアリング - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（経産省、環境省）

行政手続部会第2検討チーム

第1回	H29.9.19	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁ヒアリング（1）重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 ・省庁ヒアリング（2）重点分野「従業員の労務管理に関する手続」
第2回	H29.10.3	<ul style="list-style-type: none"> ・重点分野「補助金の手続」
第3回	H29.10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・重点分野「調査・統計に対する協力」
第4回	H29.11.30	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁ヒアリング（調査・統計に対する協力） ・類似統計の集約・一本化（人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」） ・「基本計画見直しの方針」（調査・統計に対する協力、補助金の手続）及び 省庁ヒアリング（就労証明書、労務管理）に対する各省庁の回答について
第5回	H30.2.15	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁ヒアリング - 商業登記等（法務省）
第6回	H30.2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁ヒアリング - 調査・統計に対する協力（類似統計の集約・一本化等） ・関係省庁ヒアリング - 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
第7回	H30.3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁ヒアリング - 重点分野「商業登記等」（法務省） - 重点分野「調査・統計に対する協力」（類似統計の集約・一本化等）

農林ワーキング・グループ

第1回	H29.9.20	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業政策の現状と課題について ・農林ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項（案）
第2回	H29.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業の現状と課題について ・「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進」に関する総務省からのヒアリング（森林吸収源対策税制を検討する立場から）
第3回	H29.10.11	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業政策の現状と課題について

第4回	H29.10.25	・卸売市場に関する現状と課題
第5回	H29.11.1	・卸売市場に関する現状と課題
第6回	H29.11.6	・森林・林業に関する提言について ・農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進について
第7回	H29.11.15	・農地をめぐる諸課題について - 所有者不明農地に関する検討状況 - コンクリート敷の農業用ハウス等の農地法における取扱いに関する検討状況
第8回	H29.11.24	・卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言案について ・新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見案について
第9回	H30.1.23	・食品・流通構造改革について（農林水産業・地域の活力創造プランとりまとめ結果について） ・木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて
第10回	H30.2.16	・木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて ・新たな森林管理システムに関する法案の検討状況について ・植物工場の立地に関する用途規制について
第11回	H30.2.20	・林業・木材産業の生産性革命
第12回	H30.2.28	・植物工場の立地に関する用途規制について
第13回	H30.3.16	・木材の多様な利用を実現するための規制・基準等の見直しについて ・国有林野事業の現状と課題について
第14回	H30.3.23	・農業分野におけるドローンの利活用について ・食品流通構造の改革に関する法案について
第15回	H30.4.18	・林業・木材産業の成長産業化に向けた取組について
第16回	H30.4.26	・農協改革に関する進捗状況について
第17回	H30.5.10	・木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて ・農業委員会改革の進捗状況について
第18回	H30.5.16	・JAグループによる農協改革集中推進期間における自己改革の実行状況等について ・植物工場の立地に関する用途規制について
第19回	H30.5.23	・農業分野におけるドローンの利活用について

水産ワーキング・グループ

第1回	H29.9.20	・我が国水産業の現状と課題について ・水産ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項
第2回	H29.9.25	・全国漁業協同組合連合会からのヒアリング ・国立研究開発法人 水産研究・教育機構からのヒアリング
第3回	H29.10.13	・沿岸養殖について、自治体・漁業協同組合・民間事業者からのヒアリング ・沿岸漁業の現状等について、漁業協同組合からのヒアリング

第 4 回	H29.10.27	・ 沖合漁業者からヒアリング ・ 遠洋漁業者からヒアリング
第 5 回	H29.11.6	・ 水産流通事業者からヒアリング（その 1） ・ 水産流通事業者からヒアリング（その 2）
第 6 回	H29.11.17	・ 水産ワーキング・グループにおけるこれまでの議論の整理
第 7 回	H29.11.24	・ 「漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実」に向けた農林水産省における検討状況について
第 8 回	H30.1.30	・ 水産ワーキング・グループにおける資源評価の技術的な質問に関する農林水産省回答等について ・ 漁船設備の現状について、事業者からのヒアリング
第 9 回	H30.2.15	・ 大型漁船造船事業の現状に関する、事業者からのヒアリング ・ 海技士免許及び船舶安全基準の現状に関する、国土交通省からのヒアリング
第 10 回	H30.2.27	・ 水産養殖事業者からのヒアリング
第 11 回	H30.3.13	・ 水産流通・加工事業者からのヒアリング ・ 大日本水産会からのヒアリング
第 12 回	H30.3.20	・ 製薬事業者からのヒアリング ・ 水産養殖事業者からのヒアリング ・ 沖合・遠洋漁業団体からのヒアリング
第 13 回	H30.3.30	・ 全国漁業協同組合連合会からのヒアリング
第 14 回	H30.4.6	・ 水産養殖事業者からのヒアリング ・ 漁業協同組合からのヒアリング
第 15 回	H30.5.15	・ これまでのヒアリングを受けての自由討議
第 16 回	H30.5.18	・ 船舶の安全規制に関する、国土交通省からのヒアリング ・ 魚類の防疫にかかる事項
第 17 回	H30.5.31	・ 水産政策の改革に関する農林水産省からのヒアリング

医療・介護ワーキング・グループ

1	H29.6.22	・ 薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いの見直しについて ・ 一般用医薬品及び指定医薬部外品の広告基準等の見直しについて
第 1 回	H29.9.6	・ 遠隔診療の取扱いにかかる通知について
第 2 回	H29.9.19	・ 医療・介護ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項
第 3 回	H29.10.2	・ Society5.0 に向けた医療の実現について ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて
第 4 回	H29.10.10	・ Society5.0 に向けた医療の実現について ・ 医療イノベーション促進のための規制の在り方について ・ 介護分野における規制改革実施計画のフォローアップについて
第 5 回	H29.11.6	・ Society5.0 に向けた医療の実現について ・ 患者申出療養制度について ・ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直しについて

第 6 回	H29.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食薬区分（昭和 46 年通知）の運用にかかる見直しについて ・ 第 3 回医療・介護WGにおける質問事項に対する厚生労働省回答（遠隔診療推進および支払基金関係）
第 7 回	H29.12.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて ・ Society5.0 に向けた医療の実現について
第 8 回	H29.12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充について ・ 電子処方箋の普及に向けた課題と今後の方向性について ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて（質問状の提出）
第 9 回	H30.1.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔診療の取扱いの明確化について ・ 非営利分野における行政手続コスト削減の検討について ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて（質問書に対する厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金からの回答）
第 10 回	H30.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食薬区分（昭和 46 年通知）の運用にかかる見直しについて ・ 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現について
第 11 回	H30.2.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて
第 12 回	H30.2.20	<ul style="list-style-type: none"> ・ Society5.0 に向けた医療の実現について
第 13 回	H30.3.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能性表示食品制度の改善について
第 14 回	H30.3.13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護分野における規制改革事項のフォローアップについて
第 15 回	H30.4.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者申出療養制度について ・ 機能性表示食品制度における生鮮食品の届出等について
第 16 回	H30.4.17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて ・ 「一気通貫の在宅医療の実現」にかかる意見について
第 17 回	H30.5.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「オンライン医療の推進」にかかる意見について
第 18 回	H30.5.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「一気通貫の在宅医療」の実現に係る意見について

1 前期の医療・介護・保育ワーキング・グループとして開催。

保育・雇用ワーキング・グループ

第 1 回	H29.9.22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・雇用ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項 ・ 保育に関する関係省庁へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 待機児童に関する最新動向と政策（厚生労働省、内閣府）
第 2 回	H29.10.6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関する関係省庁へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 待機児童解消に向けた取組（文部科学省） ・ 保育に関する保育事業者へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 保育所等の整備・運営における制度上の課題（保育事業者）
第 3 回	H29.10.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関する関係省庁へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 待機児童解消に向けた取組（国土交通省） ・ 保育に関する地方自治体へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 待機児童解消に向けた取組（市区町村）
第 4 回	H29.11.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に関する地方自治体へのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> - 待機児童の現状と課題（都道府県）

第 5 回	H30.1.29	・外国人材に関する有識者へのヒアリング - 留学生の日本での就業における現状と課題（シンクタンク）
第 6 回	H30.2.8	・外国人材に関する有識者へのヒアリング - 留学生の日本での就業における現状と課題（シンクタンク）
第 7 回	H30.2.19	・外国人材に関する関係者へのヒアリング - 大学における留学生の就業支援の現状と課題（人材サービス事業者） - 企業の視点による留学生受入れのあり方（日本商工会議所）
第 8 回	H30.3.5	・外国人材に関する関係省庁へのヒアリング - 留学生の就業促進策（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）
第 9 回	H30.3.19	・外国人材に関する関係省庁へのヒアリング - 留学生の入国管理政策（法務省）
第 10 回	H30.3.28	・外国人材に関する有識者へのヒアリング - 留学生の就職に資するビジネス日本語教育の現状と課題（日本語教育専門家） ・外国人材に関する関係省庁へのヒアリング - 地方における留学生の就職支援策（内閣官房）
第 11 回	H30.4.25	・「インターンシップ活用の推進」の検討状況（文部科学省） ・「法定休暇付与の早期化」の検討状況（厚生労働省） ・「ジョブ型正社員の雇用ルール確立」の検討状況（厚生労働省） ・「労使双方が納得する雇用終了の在り方」の検討状況（厚生労働省）

投資等ワーキング・グループ

2	H29.6.26	・IT時代の遠隔教育（関係府省からのヒアリング）
第 1 回	H29.9.15	・今期の主な審議事項 ・IT時代の遠隔教育（関係府省からのヒアリング）
第 2 回	H29.9.26	・債権譲渡による資金調達の促進（関係府省、関係団体からのヒアリング） ・規制改革実施計画（平成 29 年 6 月）の今年度上期までの実施状況
第 3 回	H29.10.11	・電波割当制度の改革（有識者からのヒアリング） ・規制改革実施計画の今年度上期までの実施状況
第 4 回	H29.10.17	・電波割当制度の改革（有識者からのヒアリング）
第 5 回	H29.10.24	・電波割当制度の改革（有識者、関係事業者からのヒアリング）
第 6 回	H29.10.25	・電波割当制度の改革（関係事業者、関係団体からのヒアリング）
第 7 回	H29.10.30	・電波割当制度の改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 8 回	H29.11.9	・電波割当制度の改革（関係府省からのヒアリング）
第 9 回	H29.11.16	・電波割当制度の改革（有識者、関係事業者、関係府省からのヒアリング）
第 10 回	H29.11.17	・電波割当制度の改革（有識者、関係団体からのヒアリング）
第 11 回	H29.12.8	・債権譲渡による資金調達の促進（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 12 回	H30.1.19	・IT時代の遠隔教育（関係府省からのヒアリング）

第 13 回	H30.1.31	・ 技適未取得の無線設備の国内持込みに係る規制緩和について（関係団体、関係府省からのヒアリング）
第 14 回	H30.2.7	・ 放送を巡る規制改革（有識者からのヒアリング）
第 15 回	H30.2.19	・ エネルギー分野の規制改革（有識者からのヒアリング） ・ 放送を巡る規制改革（有識者からのヒアリング）
第 16 回	H30.2.27	・ フィンテックの進展を踏まえた規制の在り方について（有識者からのヒアリング） ・ クラウドファンディングに係る規制改革について（有識者、関係団体、関係府省からのヒアリング） ・ エネルギー分野の規制改革（関係事業者からのヒアリング）
第 17 回	H30.3.8	・ 放送を巡る規制改革（関係事業者からのヒアリング）
第 18 回	H30.3.15	・ 放送を巡る規制改革（有識者からのヒアリング）
第 19 回	H30.3.22	・ 日影規制の見直し（関係府省、関係機関からのヒアリング） ・ 放送を巡る規制改革（有識者からのヒアリング）
第 20 回	H30.4.4	・ 放送を巡る規制改革（有識者、関係団体からのヒアリング）
第 21 回	H30.4.13	・ エネルギー分野の規制改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 22 回	H30.4.18	・ 地方自治体等の保有するデータの活用（関係府省からのヒアリング） ・ マイナンバー制度に関する検討（有識者、関係団体、関係府省からのヒアリング）
第 23 回	H30.4.20	・ 放送を巡る規制改革（関係府省からのヒアリング）
第 24 回	H30.4.23	・ マイナンバー制度に関する検討（関係府省からのヒアリング） ・ 官民データ活用の推進に関する意見
第 25 回	H30.4.24	・ 放送を巡る規制改革（有識者、関係団体、関係府省からのヒアリング）
第 26 回	H30.4.25	・ 放送を巡る規制改革（有識者からのヒアリング）
第 27 回	H30.4.25	・ 放送を巡る規制改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 28 回	H30.4.26	・ 放送を巡る規制改革（関係事業者、関係団体からのヒアリング）
第 29 回	H30.4.27	・ エネルギー分野の規制改革（関係府省からのヒアリング）
第 30 回	H30.5.8	・ エネルギー分野の規制改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 31 回	H30.5.9	・ 放送を巡る規制改革（関係府省からのヒアリング）
第 32 回	H30.5.14	・ 放送を巡る規制改革（有識者、関係府省からのヒアリング）
第 33 回	H30.5.15	・ 放送を巡る規制改革（関係府省からのヒアリング）
第 34 回	H30.5.17	・ エネルギー分野の規制改革（有識者、関係事業者からのヒアリング） ・ 放送を巡る規制改革（関係府省からのヒアリング）
第 35 回	H30.5.18	・ エネルギー分野の規制改革に関する意見
第 36 回	H30.5.21	・ 放送を巡る規制改革（関係事業者からのヒアリング）
第 37 回	H30.5.23	・ 成長分野への資金供給の円滑化（関係府省からのヒアリング） ・ 放送を巡る規制改革（関係団体、関係府省からのヒアリング）
第 38 回	H30.5.25	・ 答申記載項目について

2 前期の投資等ワーキング・グループとして開催

地方における規制改革タスクフォース

第1回	H30.4.4	・改善方策の検討結果について（総務省からヒアリング）
第2回	H30.4.6	・改善方策の検討結果について（警察庁、厚生労働省、国土交通省からヒアリング）
第3回	H30.4.16	・改善方策の検討結果について（厚生労働省、内閣府からヒアリング）
第4回	H30.4.23	・改善方策の検討結果について（環境省、総務省からヒアリング）

専門チーム会合

第1回	H29.11.22	・生鮮食品の機能性表示食品制度について
第2回	H30.3.9	・クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について
第3回	H30.3.29	・確定拠出年金に係る規制改革について
第4回	H30.3.29	・大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法上の取扱いの見直しについて
第5回	H30.4.19	・クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について
第6回	H30.5.11	・確定拠出年金に係る規制改革について

公開ディスカッション

第1回	H30.3.27	・オンライン医療の推進に向けて ~ Society5.0のもとで拓ける医療の可能性 ~
-----	----------	---